

昭島市下水道事業

経営戦略



令和 3(2021)年 3 月

東京都昭島市

目次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 経営戦略の策定にあたって..... | 1 |
| 1. | 下水道事業の役割..... | 1 |
| 2. | 計画の位置付け..... | 1 |
| 3. | 経営戦略策定の意義..... | 1 |
| 4. | 計画の期間..... | 2 |
| 5. | 昭島市の下水道事業の概要..... | 3 |
| 6. | 郷地ポンプ場の施設概要..... | 8 |
| 7. | 下水道使用料の概要..... | 9 |
| 8. | 下水道使用料の考え方..... | 9 |
| 9. | 組織の状況..... | 10 |
| 10. | 民間活力の活用等..... | 11 |
| | (1) 民間委託..... | 11 |
| | (2) 広域化・共同化・最適化..... | 11 |
| 第2章 | 現状分析..... | 12 |
| 1. | 指標分析..... | 12 |
| | (1) 人口推移..... | 12 |
| | (2) 普及率..... | 13 |
| | (3) 有収率..... | 14 |
| | (4) 処理区域内人口密度..... | 15 |
| | (5) 収益的収支比率..... | 16 |
| | (6) 企業債残高対事業規模比率..... | 17 |
| | (7) 汚水処理原価及び経費回収率..... | 18 |
| | (8) 水洗化率..... | 19 |
| | (9) 管渠改善率..... | 20 |
| 2. | 収支分析..... | 21 |
| | (1) 収益的収入..... | 21 |
| | (2) 収益的支出..... | 22 |
| | (3) 資本的収入..... | 23 |
| | (4) 資本的支出..... | 24 |
| 3. | 現状分析により認識された経営課題..... | 25 |
| | (1) 老朽化設備の更新及び投資財源の確保..... | 25 |
| | (2) 有収率の向上..... | 25 |

| | |
|--|----|
| (3) 経営の健全化..... | 25 |
| 第3章 将来の事業環境..... | 26 |
| 1. 処理区域内人口の予測..... | 26 |
| 2. 有収水量の予測 | 27 |
| (1) 普及率 | 27 |
| (2) 水洗化率 | 27 |
| (3) 推定結果 | 27 |
| 3. 使用料収入の見通し..... | 28 |
| (1) 使用料単価 | 28 |
| (2) 推定結果 | 28 |
| 4. 施設の見通し | 29 |
| 5. 組織の見通し | 29 |
| 第4章 経営の基本方針..... | 30 |
| 1. 基本理念 | 30 |
| 2. 基本方針 | 30 |
| 3. 危機管理体制の整備..... | 31 |
| 4. SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」..... | 31 |
| 第5章 投資・財政計画（収支計画）..... | 32 |
| 1. 投資試算 | 32 |
| (1) 投資の目標 | 32 |
| (2) 取組事項 | 32 |
| (3) 建設改良費の推計..... | 36 |
| (4) 元利償還金の推計..... | 37 |
| 2. 財源試算 | 38 |
| (1) 財源の目標 | 38 |
| (2) 使用料収入の推計..... | 38 |
| (3) その他収入 | 38 |
| (4) 企業債発行額の推計..... | 38 |
| (5) 国庫補助金収入の推計..... | 38 |
| (6) 他会計負担金の推計..... | 39 |
| 3. 投資以外の経費についての取組事項..... | 40 |
| (1) 民間の活力の活用に関する事項..... | 40 |
| (2) 経常経費 | 40 |
| (3) 減価償却費 | 40 |
| (4) 支払利息 | 41 |
| (5) その他費用 | 41 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 4. 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要..... | 41 |
| (1) 今後の投資についての考え方・検討状況..... | 41 |
| (2) 今後の財源についての考え方・検討状況..... | 41 |
| (3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況..... | 42 |
| 5. 投資・財政計画の策定結果..... | 42 |
| (1) 収益的収支 | 42 |
| (2) 資本的収支 | 43 |
| 6. 投資・財政計画のまとめ..... | 43 |
| 第6章 経営戦略策定後の検証・更新..... | 48 |
| (参考資料①) 経営比較分析表の指標説明..... | 50 |
| (参考資料②) 用語説明..... | 55 |

本文中★のついている用語は「(参考資料①) 経営比較分析表の指標説明」で説明しています。

本文中※のついている用語は「(参考資料②)用語説明」で説明しています。

第1章 経営戦略※の策定にあたって

1. 下水道事業の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、公共用水域※の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。下水道の主な役割としては、汚水※の排除（生活環境の改善）、公共用水域の水質保全（水質汚濁の防止による自然環境の保全）、雨水※の排除（浸水被害の防止）があります。

2. 計画の位置付け

昭島市下水道事業は、「昭島市総合基本計画」※や、「昭島市総合戦略」※、「昭島市下水道総合計画」※に基づいて事業運営を行っています。

本経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を継続するため、下水道事業の事業運営の方針を明らかにするものです。

今後、事業を持続的に運営していくためには、平成27(2015)年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたSDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) ※の視点から取組んでいくことが必要となります。SDGs は、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されています。

これらの目標のうちの1つとして「安全な水とトイレを世界中に（すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する）」を普及し、維持管理することが示されており、下水道事業においても、この視点から事業者として、社会、環境、経済の三側面のバランスを踏まえ推進していくことが重要となります。

3. 経営戦略策定の意義

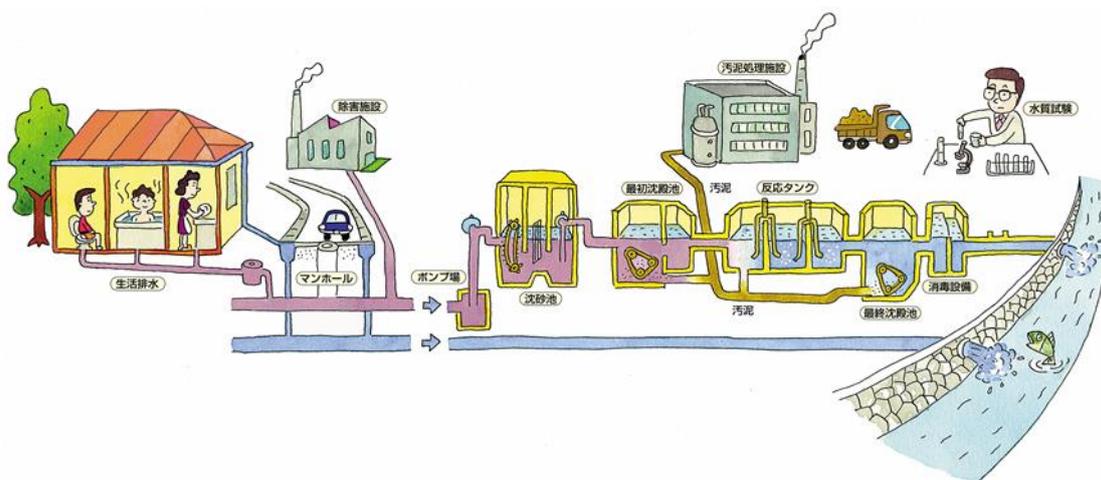
下水道事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

本市の公共下水道事業※は、本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

4. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、本市においては計画期間を令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状と
かい離する場合には、随時見直していきます。



5. 昭島市の下水道事業の概要

本市は東京都のほぼ中央に位置し、その周辺は福生市、立川市、日野市、八王子市に接した行政面積1,734.0ha、行政人口113,610人（令和2(2020)年4月1日現在）を有しています。

本市は、全域を、流域関連公共下水道※で整備しており、多摩川流域下水道の多摩川上流処理区と秋川処理区の流域関連公共下水道2処理区で事業を行っています。

市のほぼ全域は多摩川上流処理区関連の公共下水道で整備しており、JR八高線より東側は流域下水道の残堀川幹線※、西側は多摩川上流幹線経由で市内宮沢町三丁目にある多摩川上流水再生センターに流入しています。

秋川処理区は、多摩川の右岸に位置し、市街化調整区域※のため、現在のところ、整備の予定はありません。今後、用途地域が変更された場合には、整備を進めて行く予定です。

また、令和2(2020)年度より地方公営企業法※の一部（財務）適用を導入し、経営の健全化に取り組んでいます。

公共下水道の各処理分区及び各排水区別の事業計画※概要及び施設の状況は以下のとおりです。

図表1-1 昭島市公共下水道事業、基本情報

| | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------|
| 事業開始年月日 | 昭和48年(1973年)2月（事業開始後48年） | | |
| 供用開始年月日 | 昭和53年(1978年)6月（供用開始後43年） | | |
| 地方公営企業法の全部・一部（財務）適用・非適用の区分 | 令和2(2020)年度から一部（財務）適用 | | |
| 名称 (種別) | 公共下水道 (流域関連公共下水道) | | |
| ①行政区域の人口 [令和2(2020)年4月1日現在] | 113,610 人 | | |
| ②処理区域内人口 [令和2(2020)年4月1日現在] | 113,530 人 | | |
| ③処理区域面積 | 1,440 ha 《全体計画面積1,524 ha》 | | |
| ④処理区域内人口密度 (②/③) | 78.8 人/ha 《全体計画時人口密度68.1 人/ha》 | | |
| ⑤水洗化人口 [令和2(2020)年4月1日現在] | 112,839 人 | | |
| ⑥公共下水道普及率 (②/①) | 99.9 % | | |
| ⑦水洗化率 [令和2(2020)年4月1日現在] (⑤/②) | 99.4 % | | |
| 処理区 | 名称 | 多摩川上流処理区 | 秋川処理区 |
| | 面積(ha) | 1507.0 | 17.0 |
| 流域下水道※への接続の有無 | | 東京都流域下水道に接続 | |

図表1-2 昭島市公共下水道事業計画（污水計画）

| 項目 | | 全体計画 | 事業計画 | 備考 | |
|------------------------------|---------------------------|------------|------------|------------------|--------|
| 目標年次 | | 令和6年度 | 令和6年度 | | |
| 下水道計画区域 | 昭島西部第1処理分区 | 47.1 | 47.1 | 多摩川 上流幹線 | |
| | 昭島西部第2処理分区 | 184.7 | 184.7 | | |
| | 昭島西部第3処理分区 | 82.8 | 82.8 | | |
| | 立川第2処理分区 | 57.7 | 57.7 | 残堀川幹線 | |
| | 昭島東部第1処理分区 | 50.5 | 50.5 | | |
| | 昭島東部第2処理分区 | 148.3 | 148.3 | | |
| | 昭島東部第3処理分区 | 177.7 | 177.7 | | |
| | 昭島中部処理分区 | 388.8 | 388.8 | 多摩川上流水 再生センター | |
| | 昭島南部第1処理分区 | 252.6 | 186.9 | | |
| | 昭島南部第2処理分区 | 116.8 | 116.8 | | |
| 合計 | | 1,507.0 | 1,441.3 | | |
| 排除方式 | | 分流式 | 分流式 | | |
| 行政人口(人) | 夜間 | 立川基地跡地事業以外 | 93,490 | 93,490 | |
| | | 立川基地跡地事業 | 9,110 | 9,110 | |
| | | 計 | 102,600 | 102,600 | |
| | 昼間 | 立川基地跡地事業以外 | 45,350 | 45,350 | |
| | | 立川基地跡地事業 | 3,850 | 3,850 | |
| | | 計 | 49,200 | 49,200 | |
| 計画処理人口(人) | 夜間 | 立川基地跡地事業以外 | 93,490 | 93,490 | |
| | | 立川基地跡地事業 | 9,110 | 9,110 | |
| | | 計 | 102,600 | 102,600 | |
| | 昼間 | 立川基地跡地事業以外 | 44,950 | 44,930 | |
| | | 立川基地跡地事業 | 3,850 | 3,850 | |
| | | 計 | 48,800 | 48,780 | |
| 家庭污水 | 日平均家庭 污水原単位 (L/人・日) | 基礎家庭 | 立川基地跡地事業以外 | 270 | 270 |
| | | | 立川基地跡地事業 | 270 | 270 |
| | | 都市活動 | 立川基地跡地事業以外 | 123 | 123 |
| | | | 立川基地跡地事業 | 462 | 462 |
| | 変動率 | 日最大/日平均 | | 1.25 | 1.25 |
| | | 時間最大/日最大 | | 1.80 | 1.80 |
| 地下水流入率 | | 10% | 10% | ※ | |
| 工場排水 | 変動率 | 日最大/日平均 | | 1.25 | 1.25 |
| | | 時間最大/日最大 | | 1.50 | 1.50 |
| 計画汚水量 (m ³ /日) | 家庭 | 日平均 | | 35,020 | 35,000 |
| | | 日最大 | | 43,770 | 43,770 |
| | | 時間最大 | | 78,790 | 78,780 |
| | 工場排水 | 日平均 | | 5,300 | 5,300 |
| | | 日最大 | | 6,630 | 6,630 |
| | | 時間最大 | | 9,940 | 9,940 |
| | 地下水 | | 5,040 | 5,040 | |
| | 合計 | 日平均 | | 45,360 | 45,340 |
| | | 日最大 | | 55,440 | 55,440 |
| | | 時間最大 | | 93,770 | 93,760 |

※日最大汚水量(家庭污水+工場排水)に対する割合

図表1-3 昭島市公共下水道事業計画（雨水計画）

| 項目 | | 全体計画 | 事業計画 | |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| 目標年次 | | 令和6年度 | 令和6年度 | |
| 排除方式 | | 分流式 | 分流式 | |
| 降雨強度式 | | $I=5000/(t+40)$ (50mm/時) | $I=5000/(t+40)$ (50mm/時) | |
| 下水道計画 区域(ha) | 西部第1排水区 | 210.00 | 210.00 | |
| | 西部第2排水区 | 51.50 | 51.50 | |
| | 野水堀排水区 | 273.50 | 273.50 | |
| | 残堀川第1排水区 | 111.95 | 111.95 | |
| | 残堀川第2排水区 | 65.70 | - | |
| | 残堀川第3排水区 | 77.10 | 77.10 | |
| | 中部排水区 | 591.00 | 591.00 | |
| | 昭島東部排水区 | 126.25 | 126.25 | |
| | 合計 | 1507.00 | 1441.30 | |
| 流出係数 | 西部第1排水区 | 0.50 | 0.50 | |
| | 西部第2排水区 | 0.50 | 0.50 | |
| | 野水堀排水区 | 0.55 | 0.55 | |
| | 残堀川第1排水区 | 0.55 0.60 | 0.55 0.60 | |
| | | 0.53 0.66 | 0.53 0.66 | |
| | 残堀川第2排水区 | 0.40 | - | |
| | 残堀川第3排水区 | 0.50 | 0.50 | |
| | 中部排水区 | 0.55 | 0.55 | |
| | 昭島東部排水区 | 0.60 | 0.60 | |
| 計画雨水量 (m ³ /秒) | 多摩川 | 西部第1排水区 | 20.370 | 20.370 |
| | | 西部第2排水区 | 5.794 | 5.794 |
| | | 野水堀排水区 | 25.025 | 25.025 |
| | | 小計 | 51.189 | 51.189 |
| | 残堀川 | 残堀川第1排水区 | 11.115 | 11.115 |
| | | 残堀川第2排水区 | - | - |
| | | 残堀川第3排水区 | 9.877 | 9.877 |
| | | 小計 | 20.992 | 20.992 |
| | 多摩川流域 下水道残堀 川幹線 | 中部排水区 | 51.712 | 51.712 |
| | | 昭島東部排水区 | 13.787 | 13.787 |
| | | 小計 | 65.499 | 65.499 |
| | 合計 | | 137.680 | 137.680 |

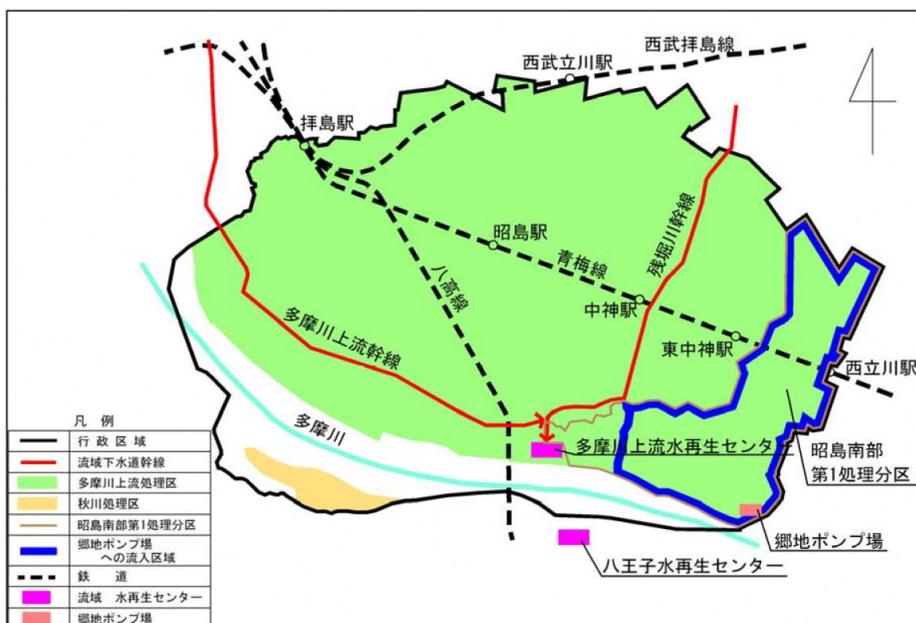
6. 郷地ポンプ場の施設概要

郷地ポンプ場は、郷地町三丁目に位置する、汚水を圧送するポンプ場で、昭和60(1985)年4月に運転を開始しています。郷地ポンプ場の流入区域は、昭島南部第1処理分区の大部分で、計画処理面積は235.9haです。また、計画処理人口は12,820人であり、処理能力については7.40m³/分となっています。

図表1-4 郷地ポンプ場施設写真



図表1-5 郷地ポンプ場への流入区域図



7. 下水道使用料の概要

下水道使用料体系は、「一般汚水」と「浴場汚水」の二種類の使用料体系を採用しています。平成16(2004)年4月1日の改正以後、現在まで継続しています。

本市における下水道の使用料体系は以下のとおりです。

図表1-6 料金表

下水道使用料体系（1ヵ月当り）（令和元年10月1日現在）

| 用途 | 算定基準 | | 下水道使用料 |
|------|-----------------------|----------------------|--------|
| | 区分 | 使用汚水量 (単位は立方メートル) | |
| 一般汚水 | 基本使用料 | 0から10 | 465円 |
| | 従量使用料 (1立方メートルにつき) | 11から20 | 76円 |
| | | 21から50 | 108円 |
| | | 51から100 | 145円 |
| | | 101から200 | 189円 |
| | | 201から500 | 232円 |
| | | 501から1000 | 280円 |
| | | 1001以上 | 324円 |
| 浴場汚水 | 基本使用料 | 0から10 | 680円 |
| | 従量使用料 (1立方メートルにつき) | 11以上 | 19円 |

(出典) 昭島市下水道条例

8. 下水道使用料の考え方

一般汚水については、基本使用料とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(逦増型従量使用料制)※

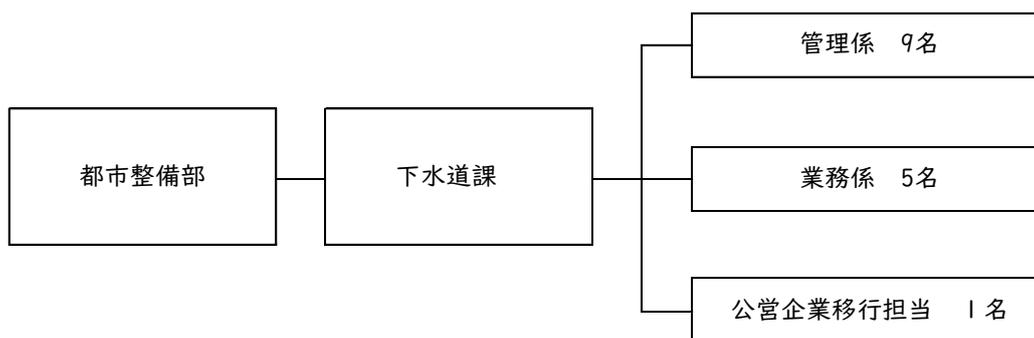
浴場汚水については、基本使用料とは別に1立方メートル当たり19円を設定しています。

また、水道水以外の水（井戸水等）を使用する場合は、使用人数や用途により水量を認定して算出しています。

9. 組織の状況

本市の下水道事業を担当する組織は、管理係9名、業務係5名、公営企業移行担当1名、で構成されています。

図表1-7 組織図



図表1-8 業務分掌

(業務係)

- ・ 公共下水道事業の財政計画及び予算に関すること。
- ・ 公共下水道事業の業務状況説明書※の作成及び公表に関すること。
- ・ 流域下水道に関すること。
- ・ 受益者負担金※に関すること。
- ・ 下水道使用料に関すること。
- ・ 水洗化普及※及び水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。
- ・ 指定下水道工事店に関すること。
- ・ し尿浄化槽※の指導監督及びし尿収集運搬に関すること。
- ・ し尿処理手数料に関すること。
- ・ 課内庶務に関すること。

(管理係)

- ・ 公共下水道事業の基本計画及び実施計画並びに事業認可に関すること。
- ・ 公共下水道事業に係る設計及び施工管理に関すること。
- ・ 公共下水道施設の維持管理及び補修工事並びに管理用地の占用に関すること。
- ・ 補助事業※に関すること。
- ・ 公共下水道受託及び委託事業に関すること。
- ・ 下水道台帳※に関すること。
- ・ 開発行為に係る下水道施設の指導に関すること。
- ・ 排水設備※に関すること。
- ・ 水質検査に関すること。
- ・ 特定施設※及び除害施設※に関すること。

10. 民間活力の活用等

民間活力の活用等については、以下のとおりです。

(1) 民間委託

汚水中継施設である郷地ポンプ場の維持管理業務に関しては民間委託を行っています。下水道使用料徴収業務については、水道部を介して民間委託により下水道使用料を徴収しています。

(2) 広域化・共同化・最適化※

本市では、令和2(2020)年4月の地方公営企業法の適用にあたり、下水道事業会計に係る公営企業会計システムを八王子市、昭島市、調布市、小金井市、国立市、狛江市及び東久留米市の7団体共同で導入しています。その際、システム導入に向けて委託事業者を選定するため、7団体共同で公募型プロポーザル※を実施し、公営企業会計システム共同運用協議会において、委託候補者の決定を行っています。

また、東京都下水道局主導で広域化・共同化に関する分科会を設置し、現在検討を行っています。

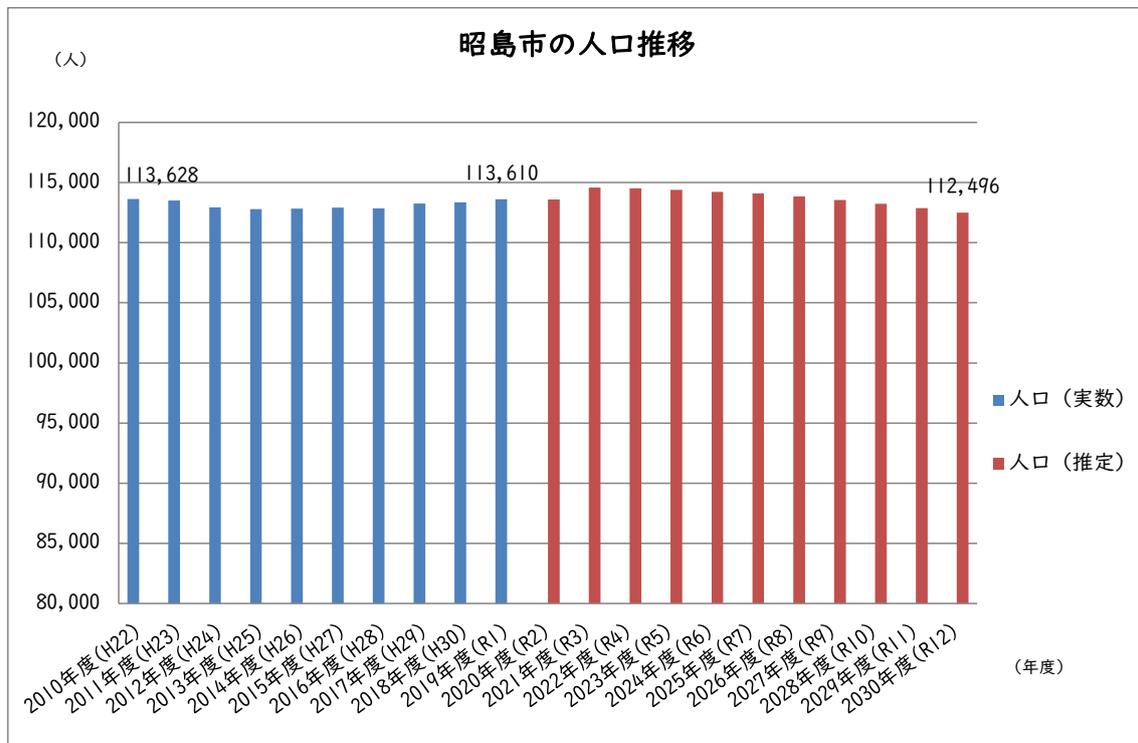
第2章 現状分析

1. 指標分析

(1)人口推移

本市の人口は平成22(2010)年度の113,628人から令和元(2019)年度には113,610人となり概ね横ばいで推移しています。令和2(2020)年度以降においては令和5(2023)年度まで増加し114,393人となるものの、その後は減少し、令和12(2030)年度には112,496人となることが予測されます。

図表2-1 人口推移



(確定人口)

(単位:人)

| 2010年度 (H22) | 2011年度 (H23) | 2012年度 (H24) | 2013年度 (H25) | 2014年度 (H26) | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 113,628 | 113,510 | 112,932 | 112,793 | 112,826 | 112,906 | 112,850 | 113,251 | 113,360 | 113,610 |

(推定人口)

(単位:人)

| 2020年度 (R2) | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) | 2025年度 (R7) | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 113,589 | 114,587 | 114,515 | 114,393 | 114,218 | 114,099 | 113,845 | 113,551 | 113,229 | 112,874 | 112,496 |

注) 人口推計については各年度10月1日現在

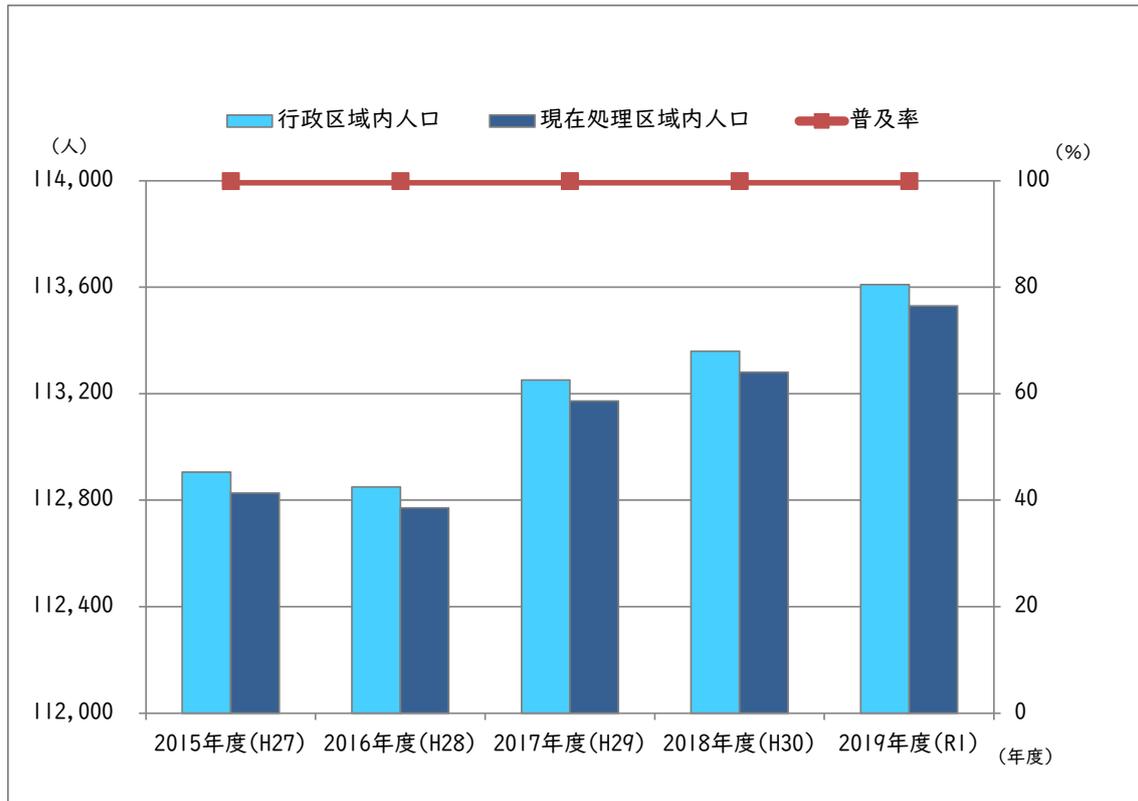
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、次期総合基本計画人口推計

(2)普及率★

普及率は行政区域内人口のうち、現在処理区域内人口の割合を示す指標です。

普及率は令和元(2019)年度において99.9%となっています。過去5年間で比較すると横ばいに推移しています。

図表2-2 普及率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|-----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------------------|
| 行政区域内人口 | 人 | 112,906 | 112,850 | 113,251 | 113,360 | 113,610 | - |
| 現在処理区域内人口 | 人 | 112,827 | 112,771 | 113,172 | 113,281 | 113,530 | - |
| 普及率 | % | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 62.0 |

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

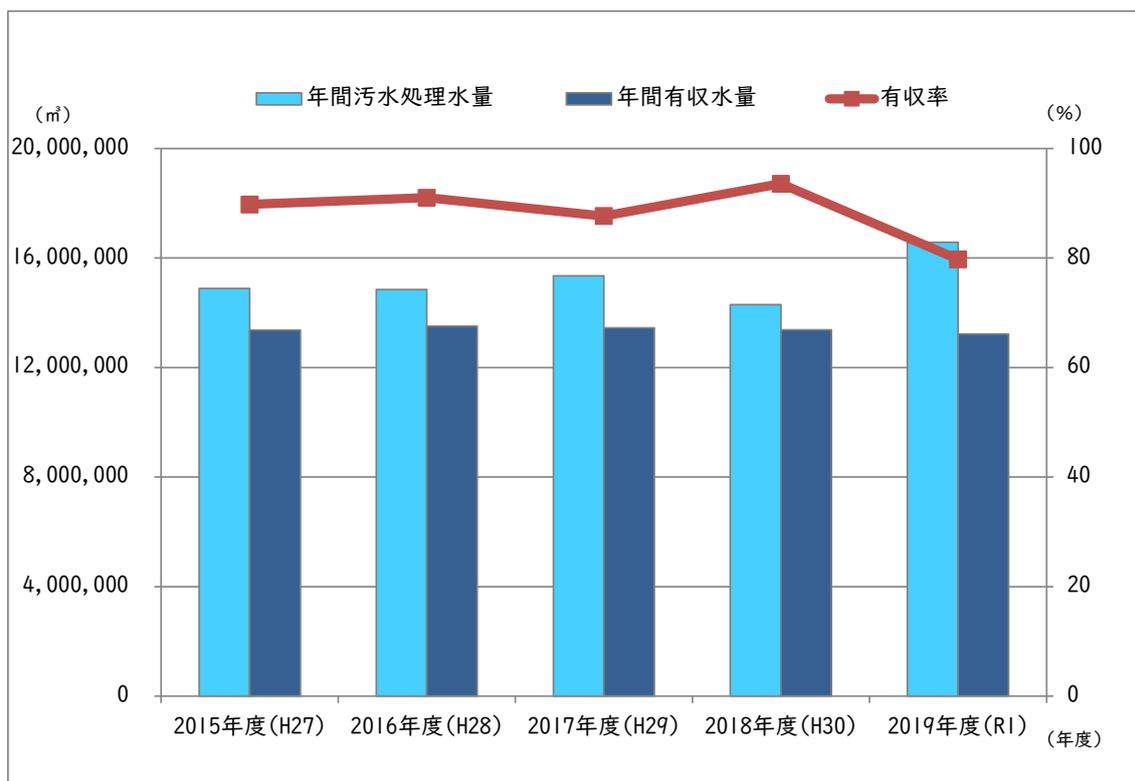
※類似団体とは、市町村（特別区を含む）の行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言い、類似団体平均は、その分類された類型における標準的な財政運営を行っている市町村による指標平均のことをいいます。

(3)有収率★

有収率は、処理した汚水水量のうち使用料収入の対象となる有収水量※の割合を示します。

令和元(2019)年度の有収率は過去5年間の数値で比較すると低下傾向にあり、平成27(2015)年度の89.8%から令和元(2019)年度には79.8%となっています。類似団体と比較するとやや高い水準となっています。

図表2-3 有収率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|----------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 年間有収水量 | m ³ | 13,366,832 | 13,512,602 | 13,450,375 | 13,371,920 | 13,218,534 | - |
| 年間汚水処理水量 | m ³ | 14,889,100 | 14,846,494 | 15,345,712 | 14,293,450 | 16,570,206 | - |
| 有収率 | % | 89.8 | 91.0 | 87.6 | 93.6 | 79.8 | 83.3 |

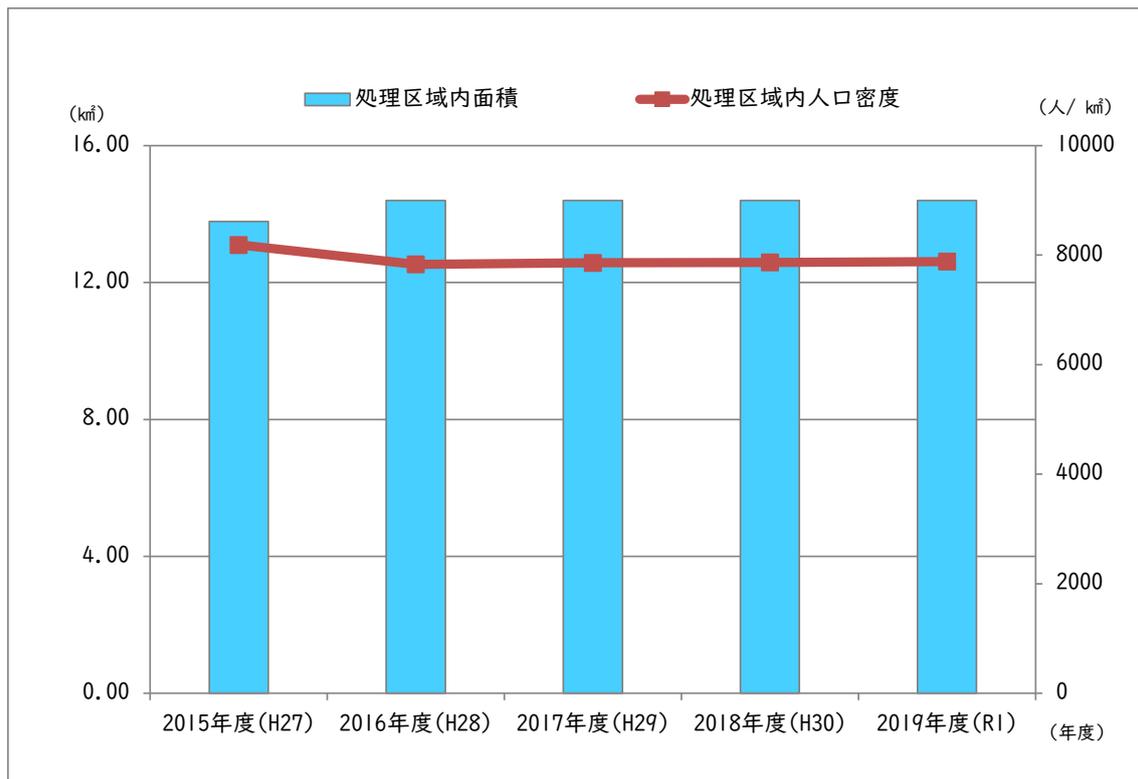
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4) 処理区域内人口密度★

処理区域内人口密度は、処理区域面積あたりの処理区域内人口を表したものです。

公共下水道事業における処理区域内人口密度は、平成27(2015)年度から、令和元(2019)年度において7,831人/㎥から8,188人/㎥の範囲で推移しており、令和元(2019)年度には7,884人/㎥となっています。この数値は類似団体と比較すると高い水準となっています。

図表2-4 処理区域内人口密度



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|-----------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 現在処理区域内人口 | 人 | 112,827 | 112,771 | 113,172 | 113,281 | 113,530 | - |
| 処理区域内面積 | km ² | 13.78 | 14.40 | 14.40 | 14.40 | 14.40 | - |
| 処理区域内人口密度 | 人/km ² | 8,188 | 7,831 | 7,859 | 7,867 | 7,884 | 4,768 |

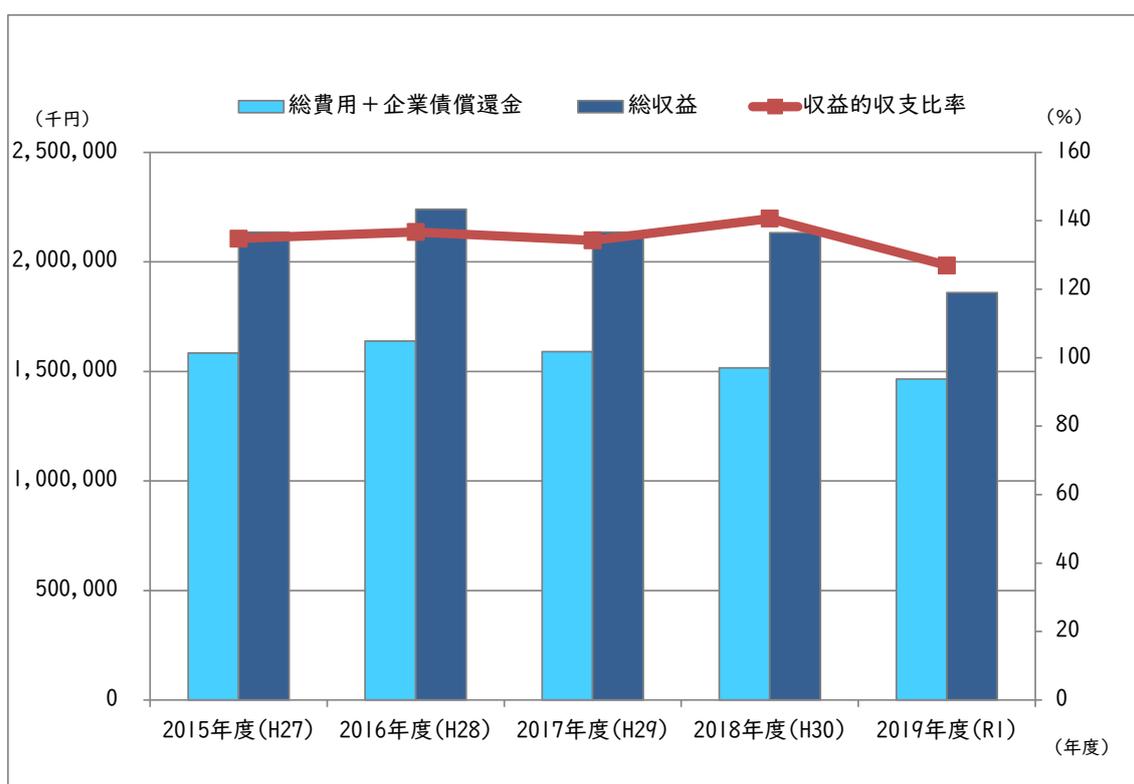
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(5)収益的収支比率★

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金※等の総収益で総費用に企業債※償還金を加えた額をどの程度賄えているかを示す指標です。

公共下水道事業における収益的収支比率は、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度において、127.0%から140.7%の範囲で推移しており、令和元(2019)年度は127.0%となっています。過去5年間の数値で比較すると令和元(2019)年度は減少しましたが、類似団体と比較すると高い水準となっています。

図表2-5 収益的収支比率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|---------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------------------|
| 収益的収支比率 | % | 134.8 | 136.7 | 134.3 | 140.7 | 127.0 | 79.2 |
| 総収益(税込) | 千円 | 2,135,270 | 2,240,358 | 2,135,102 | 2,132,616 | 1,859,635 | - |
| 総費用(税込) | 千円 | 957,413 | 1,054,134 | 998,768 | 937,793 | 893,656 | - |
| 企業債償還金 | 千円 | 626,232 | 584,333 | 591,132 | 578,338 | 571,136 | - |

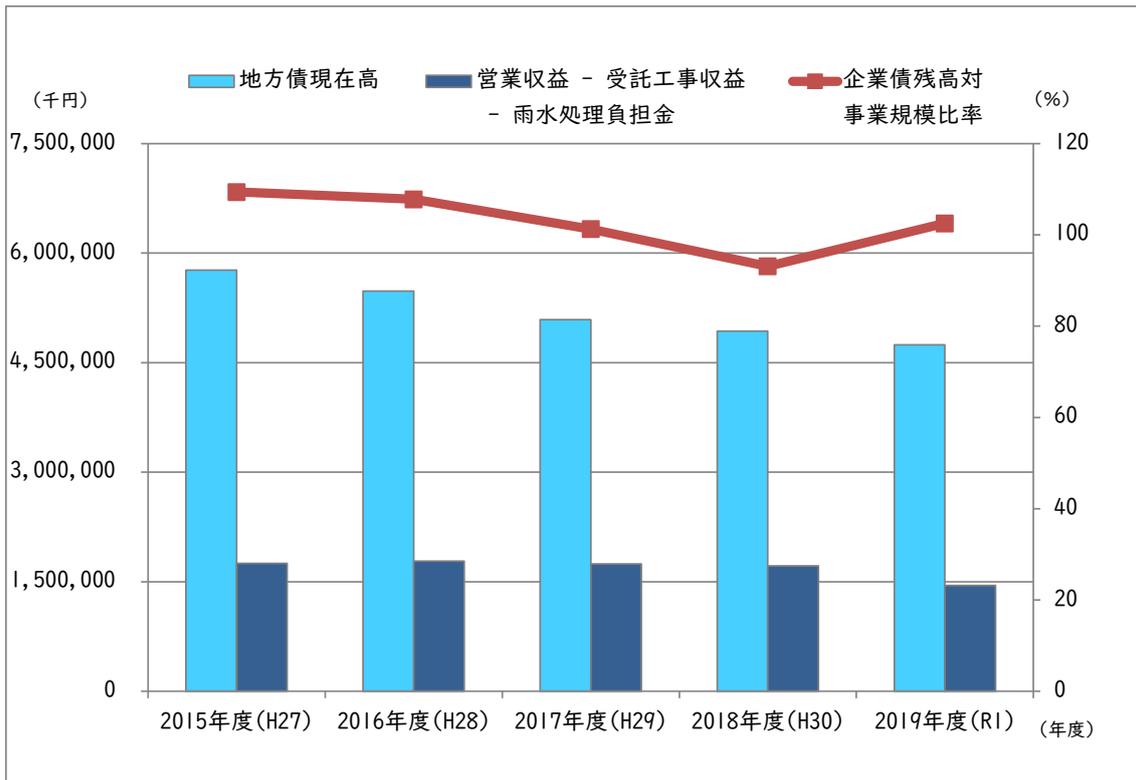
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(6) 企業債残高対事業規模比率★

企業債残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であるかを示す指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。

公共下水道事業における企業債残高対事業規模比率は減少傾向にあり、令和元(2019)年度には102.5%となっています。類似団体と比較すると低い水準となっています。

図表2-6 企業債残高対事業規模比率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|--------------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 企業債残高対事業規模比率 | % | 109.4 | 107.8 | 101.3 | 93.1 | 102.5 | 606.8 |
| 地方債現在高 | 千円 | 5,767,175 | 5,479,742 | 5,088,810 | 4,933,372 | 4,744,036 | - |
| 一般会計負担分 | 千円 | 3,847,846 | 3,557,197 | 3,321,826 | 3,333,863 | 3,257,217 | - |
| 営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金 (税込) | 千円 | 1,754,307 | 1,783,349 | 1,744,486 | 1,717,620 | 1,449,956 | - |

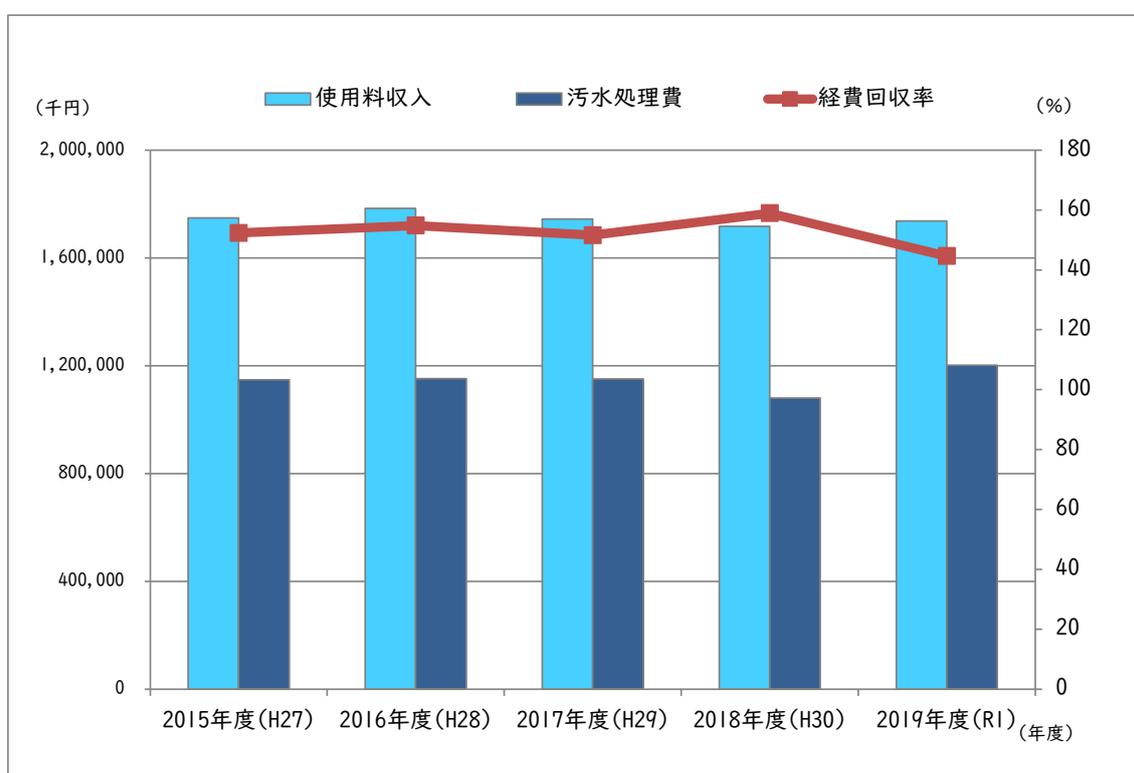
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(7) 汚水処理原価★及び経費回収率★

汚水処理原価とは、有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用（汚水処理費）です。また、経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料単価を汚水処理原価で除することにより算出されます。

公共下水道事業においては、汚水処理原価は平成27(2015)年度から令和元(2019)年度にかけて80.8円/㎡から90.9円/㎡の間で推移し、使用料単価は128.4円/㎡から132.0円/㎡の間で推移しています。この結果、経費回収率は144.6%から158.9%となっています。類似団体と比較すると高い水準となっています。

図表2-7 汚水処理原価及び経費回収率



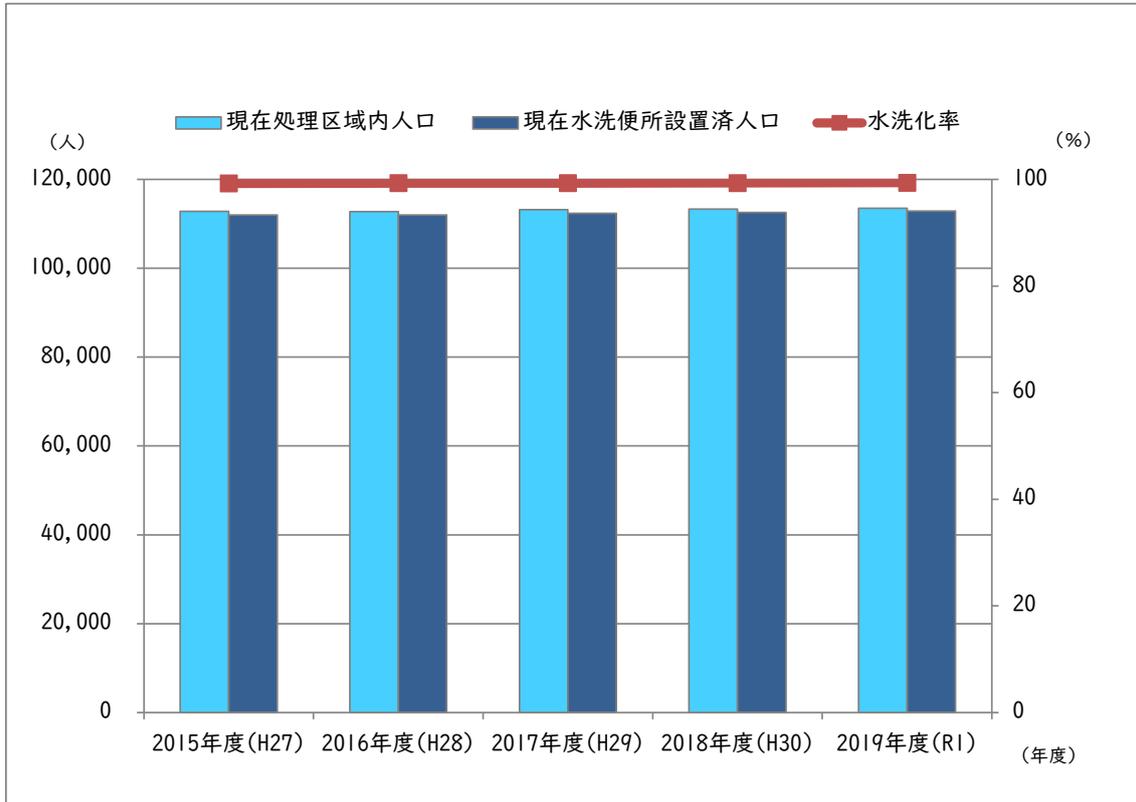
| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|--------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 使用料収入 | 千円 | 1,748,262 | 1,783,349 | 1,744,486 | 1,717,620 | 1,737,462 | - |
| 使用料単価 | 円/㎡ | 130.8 | 132.0 | 129.7 | 128.4 | 131.4 | - |
| 汚水処理費 | 千円 | 1,147,761 | 1,152,131 | 1,150,797 | 1,080,734 | 1,201,456 | - |
| 汚水処理原価 | 円/㎡ | 85.9 | 85.3 | 85.6 | 80.8 | 90.9 | 119.4 |
| 経費回収率 | % | 152.3 | 154.8 | 151.6 | 158.9 | 144.6 | 101.8 |

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(8)水洗化率★

水洗化率は、処理区域内人口のうち下水道に接続された水洗便所を設置している人口の割合を示す指標です。公共下水道事業における水洗化率は、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度において99.3%から99.4%で推移しており、類似団体と比較してやや高い水準にあります。

図表2-8 水洗化率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------------------|
| 現在処理区域内人口 | 人 | 112,827 | 112,771 | 113,172 | 113,281 | 113,530 | - |
| 現在水洗便所設置済人口 | 人 | 111,987 | 111,973 | 112,384 | 112,532 | 112,839 | - |
| 水洗化率 | % | 99.3 | 99.3 | 99.3 | 99.3 | 99.4 | 96.8 |

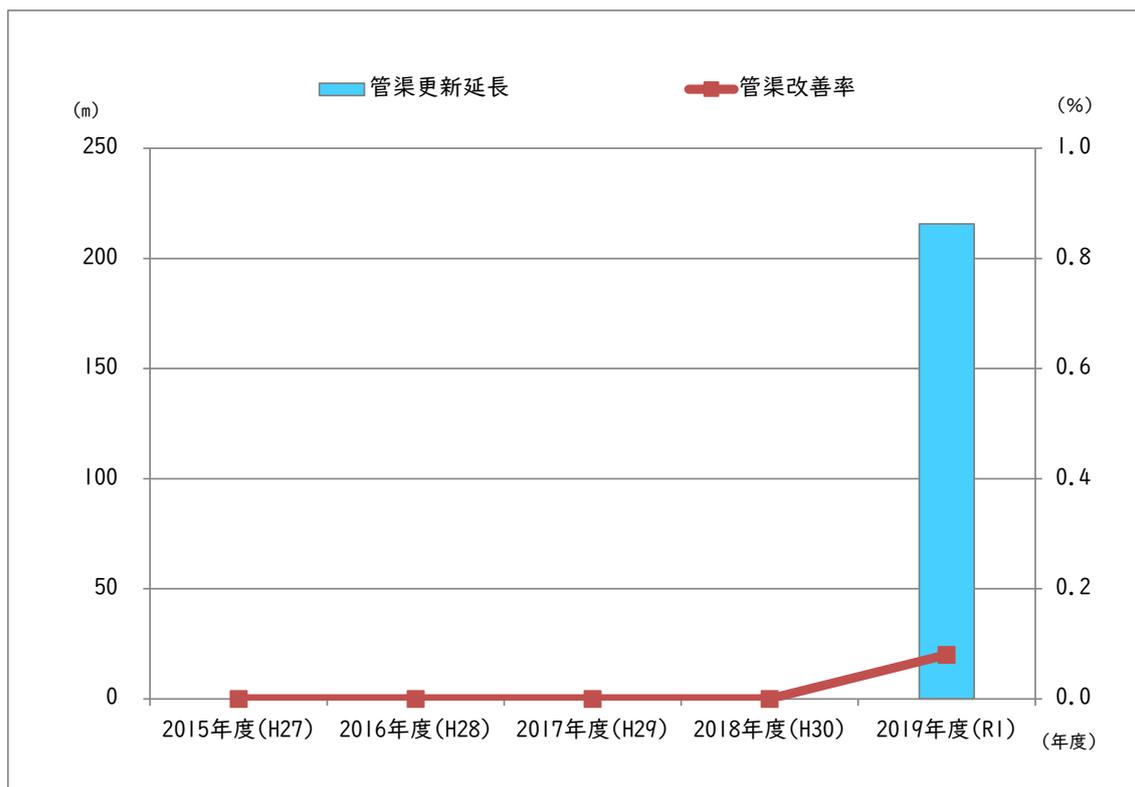
(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(9)管渠改善率★

管渠改善率とは、当該年度に更新※した管渠延長の割合を示す指標です。

令和元(2019)年度より管きよ※の更新工事を開始し、0.08%となっています。類似団体と比較してやや低い水準にあります。

図表2-9 管渠改善率



| | 単位 | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) | 2018年度 (H30) 類似団体平均 |
|--------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 管渠更新延長 | m | 0 | 0 | 0 | 0 | 215.7 | - |
| 管渠改善率 | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.08 | 0.12 |

2. 収支分析

(1) 収益的収入

直近5年間の収益的収入※の内訳及び令和元(2019)年度の収益的収入の構成比率は図表2-10のとおりです。

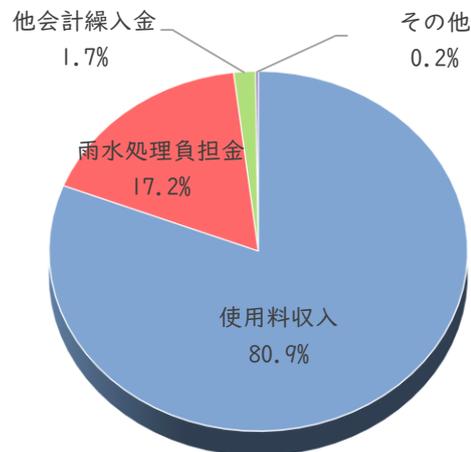
収益的収入の令和元(2019)年度における主な内訳は、使用料収入80.9%、雨水処理負担金※17.2%、他会計繰入金1.7%、その他0.2%となっています。

図表2-10 収益的収入の内訳及び構成比

【単位：千円, 税込】

| | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総収益（収益的収入） | 2,135,270 | 2,240,358 | 2,135,102 | 2,132,616 | 2,147,141 |
| 営業収益 | 2,097,723 | 2,148,557 | 2,115,713 | 2,084,995 | 2,106,668 |
| 使用料収入 | 1,748,262 | 1,783,349 | 1,744,486 | 1,717,620 | 1,737,462 |
| 雨水処理負担金 | 343,416 | 365,208 | 371,227 | 367,375 | 369,206 |
| その他 | 6,045 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業外収益 | 37,547 | 91,801 | 19,389 | 47,621 | 40,473 |
| 国・都補助金 | 0 | 20,000 | 0 | 0 | 0 |
| 他会計繰入金 | 36,062 | 70,837 | 18,527 | 46,848 | 35,887 |
| その他 | 1,485 | 964 | 862 | 773 | 4,586 |

【2019年度 収益的収入の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2)収益的支出

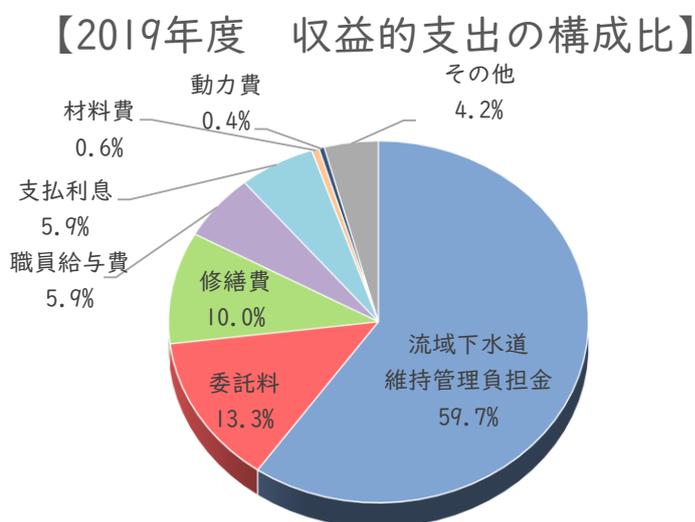
直近5年間の収益的支出の内訳及び令和元(2019)年度の収益的支出の構成比率は図表2-11のとおりです。

収益的支出の令和元(2019)年度における主な内訳は、流域下水道維持管理負担金※59.7%、委託料13.3%、修繕費10.0%、職員給与費5.9%、支払利息5.9%、材料費0.6%、動力費0.4%、その他4.2%となっています。

図表2-11 収益的支出の内訳及び構成比

【単位：千円，税込】

| | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) |
|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 総費用（収益的支出） | 957,413 | 1,054,134 | 998,768 | 937,793 | 1,063,019 |
| 営業費用 | 806,959 | 912,027 | 858,827 | 798,310 | 963,217 |
| 流域下水道維持管理負担金 | 565,786 | 564,167 | 583,137 | 543,151 | 635,622 |
| 委託料 | 128,111 | 182,759 | 130,756 | 131,919 | 141,000 |
| 修繕費 | 41,806 | 51,567 | 67,188 | 44,662 | 106,335 |
| 職員給与費 | 54,486 | 52,864 | 43,722 | 57,156 | 63,027 |
| 材料費 | 4,838 | 6,128 | 8,347 | 5,961 | 6,090 |
| 動力費 | 4,660 | 3,868 | 4,221 | 4,054 | 4,478 |
| その他 | 7,272 | 50,674 | 21,456 | 11,407 | 6,665 |
| 営業外費用 | 150,454 | 142,107 | 139,941 | 139,483 | 99,802 |
| 支払利息 | 121,246 | 102,973 | 88,098 | 74,642 | 62,252 |
| その他 | 29,208 | 39,134 | 51,843 | 64,841 | 37,550 |



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3)資本的収入※

直近5年間の資本的収入の主な内訳及び令和元(2019)年度の資本的収入の構成比率は図表2-12のとおりです。

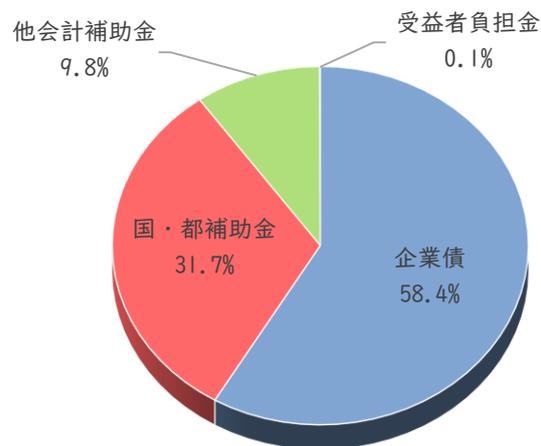
資本的収入の令和元(2019)年度における主な内訳は企業債58.4%、国・都補助金31.7%、他会計補助金9.8%、受益者負担金0.1%となっています。

図表2-12 資本的収入の内訳及び構成比

【単位：千円, 税込】

| | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 資本的収入 | 852,691 | 472,053 | 368,416 | 680,247 | 653,226 |
| 企業債 | 500,400 | 296,900 | 200,200 | 422,900 | 381,800 |
| 国・都補助金 | 138,092 | 71,780 | 105,000 | 209,737 | 207,059 |
| 他会計補助金 | 207,552 | 96,015 | 58,646 | 46,973 | 64,029 |
| 受益者負担金 | 601 | 1,543 | 482 | 637 | 338 |
| 工事負担金 | 6,046 | 5,815 | 4,088 | 0 | 0 |

【2019年度 資本的収入の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4)資本的支出

直近5年間の資本的支出の内訳及び令和元(2019)年度の資本的支出の構成比率は図表2-13のとおりです。

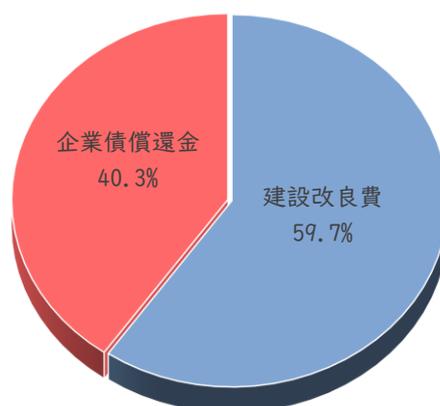
資本的支出の令和元(2019)年度における主な内訳は、建設改良費※59.7%、企業債償還金40.3%となっています。

図表2-13 資本的支出の主な内訳及び構成比

【単位：千円,税込】

| | 2015年度 (H27) | 2016年度 (H28) | 2017年度 (H29) | 2018年度 (H30) | 2019年度 (R1) |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 資本的支出 | 1,651,948 | 1,253,642 | 1,049,327 | 1,356,497 | 1,416,832 |
| 建設改良費 | 1,017,491 | 668,775 | 451,580 | 778,159 | 845,696 |
| 企業債償還金 | 626,232 | 584,333 | 591,132 | 578,338 | 571,136 |
| 他会計への繰出金 | 8,225 | 534 | 6,615 | 0 | 0 |

【2019年度 資本的支出の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

3. 現状分析により認識された経営課題

以上の現状分析の結果、本市公共下水道事業が直面している経営上の主な課題は、以下のとおりと考えます。

(1)老朽化設備の更新及び投資財源の確保

本市公共下水道事業は、昭和48(1973)年2月から事業に着手し48年が経過しているため、施設の老朽化が進んでいます。昭島市下水道ストックマネジメント計画※（以下「ストックマネジメント計画」という。）を基に、計画的に工事を進めて行くにあたり多額の財源が必要となるため、計画的な財源の確保が必要になります。

(2)有収率の向上

汚水管に侵入する不明水※（以下「不明水」という。）により有収率が低くなっています。東京都と連携して、屋外施設及び地下からの不明水流入を防ぐための対策を進めているところです。有収率を安定的に高い水準に維持し、使用料収入を確保した上で、安定的な経営につなげていくことが必要です。

(3)経営の健全化

令和2(2020)年度より、地方公営企業法の一部（財務）適用することで官庁会計から企業会計へ移行し、経営成績や財政状況を正確に評価・判断することが出来るようになりました。これにより、適切な業務運営や下水道使用料の算定等に役立てていくことが必要です。

第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

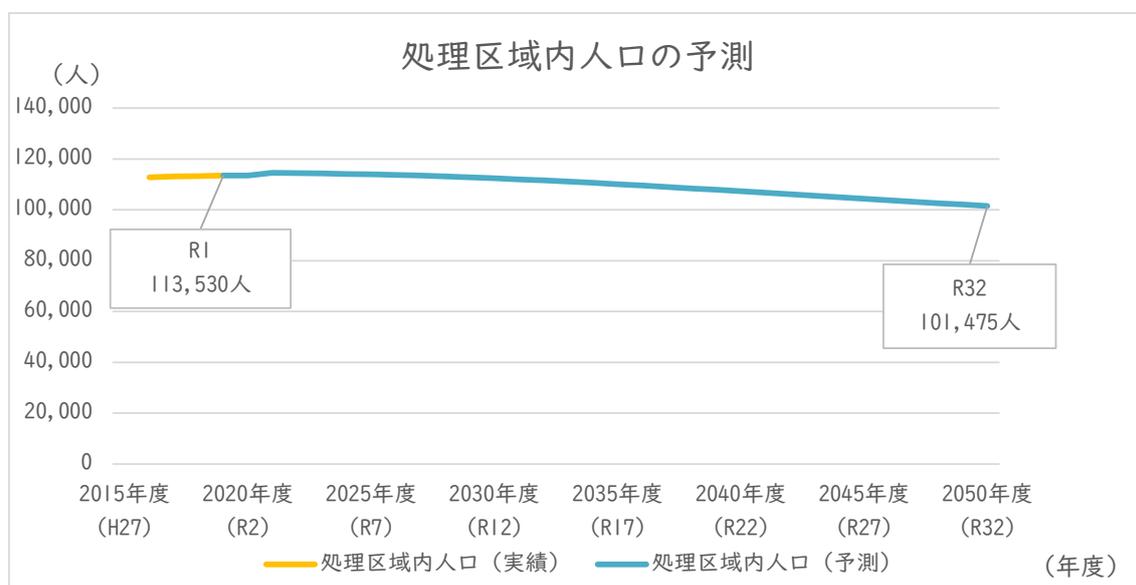
処理区域内人口は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{行政区域人口} \times \text{普及率} = \text{処理区域内人口}$$

行政区域内人口は昭島市次期総合計画策定のための推計人口を用いています。

普及率は、直近の状況が続くことを想定し、99.93%としています。

図表3-1 処理区域内人口予測



2. 有収水量の予測

(1) 普及率

本市の普及率は直近3年間に於いて99.93%であり、今後もこの状況を維持していく予定です。

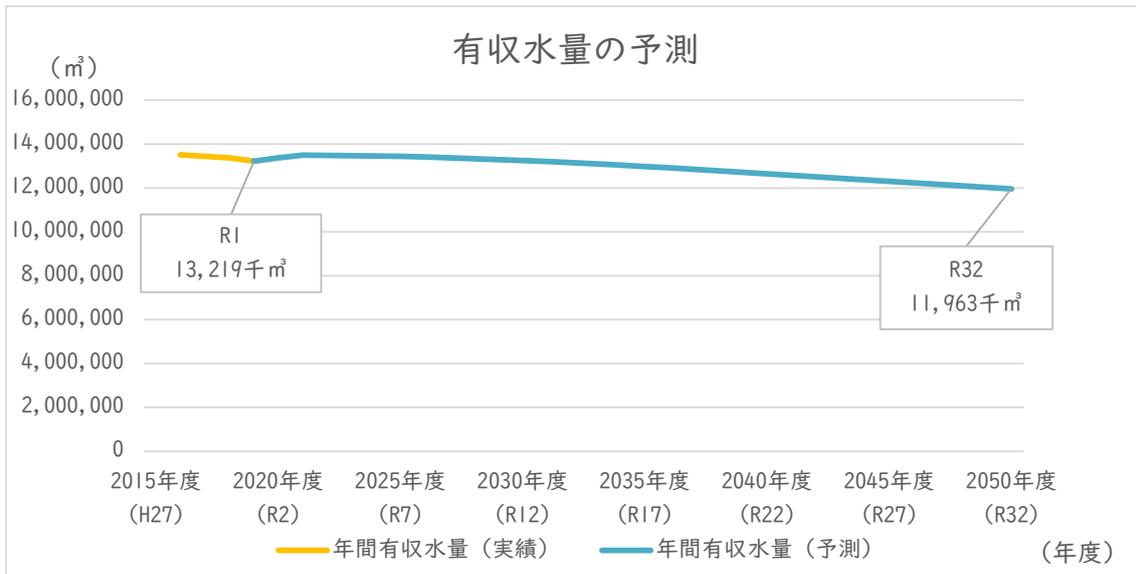
(2) 水洗化率

本市の水洗化率は直近3年間に於いて99.3%前後で推移しており、今後もこの状況が続くことを想定しています。

(3) 推定結果

過去3年間に於ける、普及率、水洗化率、人口1人当たり有収水量の実績を基に、今後30年間に於いても、普及率、水洗化率、有収率が同様に推移することを前提とし、将来に於ける有収水量を算出しています。この場合、30年後の令和32(2050)年度に於いては、令和元(2019)年度の13,219千 m^3 から11,515千 m^3 まで減少することが見込まれます。

図表3-2 有収水量の予測



3. 使用料収入の見通し

(1) 使用料単価

使用料収入は下記の算式で推計を行っています。なお、料金単価の改定は見込んでおりません。

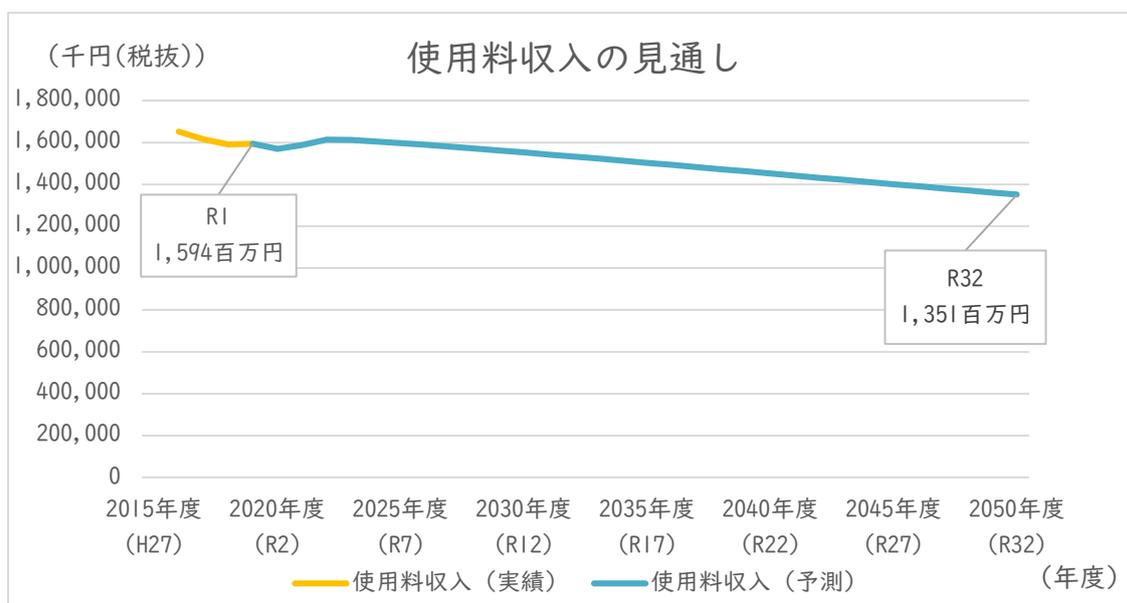
$$\text{有収水量} \times \text{使用料単価} = \text{使用料収入}$$

使用料単価は過去3年間の平均値が継続していくものとします。

(2) 推定結果

将来における使用料収入を算出しています。この場合、30年後の令和32(2050)年度においては、令和元(2019)年度の1,594百万円から1,351百万円まで減少することが見込まれます。

図表3-3 使用料収入の見通し



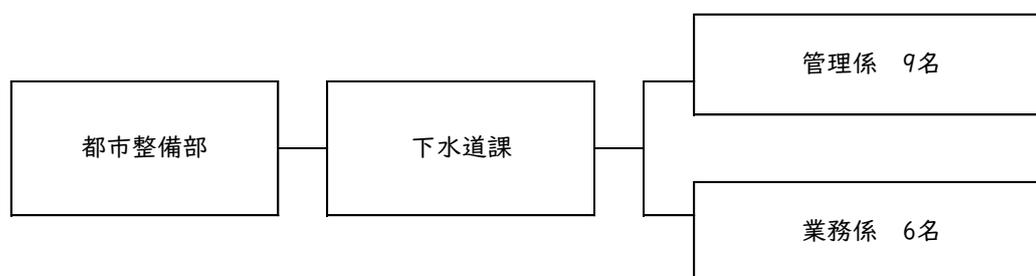
4. 施設の見通し

本市においては昭和48(1973)年度から下水道事業に着手しており、管きよの老朽化が進んでおり、平成30(2018)年度に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき老朽化対策を実施しております。今後も、引き続き計画に基づき老朽化対策への取組みを進めていきます。

5. 組織の見通し

現状の体制を基本とし、公営企業会計への移行が完了したことから、令和3(2021)年度より公営企業移行担当を廃止し、業務係を1名増員して6名の体制で運営を行っていく予定です。

図表3-4 令和3(2021)年度以降の組織体制



第4章 経営の基本方針

1. 基本理念

下水道は、健康で快適な市民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的な施設であるとともに、生活にうるおいをもたらす水辺環境の水質保全のために重要なものです。

少子・高齢化、環境問題の深刻化、地方分権の進展、財政状況の深刻化など、私たちを取り巻く社会や経済情勢が年々変化している中、安全・安心でお互いを尊重しあう個性豊かなまちを次世代へ継承するために、下水道事業を持続的に進めていく必要があります。

下水道事業においては、将来都市像の実現に向けて、「健康で快適な市民生活」、「生活にうるおいをもたらす水辺環境」の実現を目指します。そこで、下水道事業における施策を着実に推進する道しるべとして、市民と下水道が連携・協働しながら歩いていくことを意味する「人とみずの共生のみち」を基本理念として掲げます。

2. 基本方針

基本理念「人とみずの共生のみち」を実現するための基本方針を次のとおりとします。

○安全・安心な市民生活の実現

近年、極地的豪雨による浸水被害が生じていることから、今後も浸水被害の解消・軽減に向けて雨水管路施設の整備等を実施していきます。

また、大規模地震では、下水道を含めたライフラインにも被害が生じ、生活へ多大な影響を及ぼしました。本市においても、地震時における市民生活への影響を軽減するため、下水道施設の耐震化を推進していきます。

○うるおいをもたらす水環境の創造

多摩川をはじめとする市内を流れる河川は、生物の生息する場所であるとともに、市民の生活にうるおいをもたらす場所でもあることから、河川の水質保全に努めていきます。

○快適な市民生活の実現

本市では、下水道の普及率が平成24(2012)年度末でほぼ100%となっており、市民のほとんどが下水道を利用できるようになっていますが、下水道に接続している割合を示す水洗化率はまだ100%に達していないことから、水洗化率100%を目指します。

○事業の継続性の確保

今後は、老朽化した管路施設の改築更新にかかる費用が増えていくことが予測されます。限られた予算の中で適切な事業を実施するために、経営計画や事業計画を策定し、事業の継続性を確保していきます。

さらに、市民のみなさまへ下水道のしくみや現状を説明し、下水道を通じて健康で持続可能なライフスタイルを築いていきます。

3. 危機管理体制の整備

下水道法の改正で、「災害支援協定」に関する規定が明文化され、あらかじめ、法に基づき災害時維持修繕協定（以下「災害支援協定」という。）を締結することで、従来必要だった事務手続きを経ることなく現場対応することが可能となりました。

これを踏まえ、本市でも日本下水道事業団等関係団体や民間業者と「災害支援協定」を締結し、災害が発生した時には協定締結先と連携しながら、被災した下水道施設機能の速やかな回復を図ります。また、本市下水道事業の「災害時業務計画」※及び「業務継続計画（BCP）」※を見直しながら運用を行っています。その他、各種防災訓練も実施しています。

4. SDGs 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」



6. 安全な水とトイレを世界中に
 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保することを念頭に置き、令和12(2030)年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、安全で豊かな暮らしを送れるように努めていきます。

また、あらゆる人々のニーズに注意を払い目標達成に向けて取組みを実施していきます。



13. 気候変動に具体的な対策を
 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとることを念頭に置き、浸水被害を軽減し、災害時の下水道機能を確保するため、計画的に対策を進め強化するように努めていきます。

本市では、あらゆる人々のニーズに注意を払い目標達成に向けて取組みを実施していきます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資試算

(1) 投資の目標

下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することを目的としたストックマネジメント計画等に基づき改築※・更新・修繕等を実施します。

(2) 取組事項

① 管渠、ポンプ場等の建設、更新に関する事項

ア. 浸水対策（雨水整備事業）

浸水対策（雨水整備事業）として、以下の事業に取り組めます。

○ 雨水管理総合計画（内水ハザードマップ作成含む）

雨水管理総合計画は、下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的とするものです。

○ 雨水幹線

幹線については、雨水管理総合計画に基づき、整備優先順位を検討しその結果を基に、令和6(2024)年度以降、整備を実施していく予定です。

○ 雨水枝線

枝線についても、雨水管理総合計画に基づき、整備優先順位を検討しその結果を基に、令和6(2024)年度以降、整備を実施していく予定です。

なお、平成27(2015)・平成28(2016)年度の台風で、国道16号（緊急輸送道路）が冠水し、一時的に車両の通行が困難になったことを踏まえ、令和4(2022)年度に緊急的に西部第1排水区の枝線を整備します。

図表5-1 浸水対策（雨水整備事業）に関する取組計画

【税込】

| 事業 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 | R 12 |
|--------------|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| | 雨水管理総合計画 （内水ハザードマップ含む） | → | | | | | | | | |
| 各排水区 （幹線） | | | → | | | | | | | |
| 各排水区 （枝線） | → | | | | | | | | | |
| 事業費（百万円） | 186 | 218 | 13 | 29 | 33 | 333 | 233 | 338 | 200 | 227 |
| | 1,810 | | | | | | | | | |

イ. 公共用水域の水質保全

引き続き、未接続世帯へ下水道への接続を促していきます。

ウ. 公衆衛生の向上（污水整備事業）

公衆衛生の向上（污水対策事業）として、以下の事業に取り組めます。

○既認可区域（污水）

都市計画道路に関連した事業は、平成24(2012)年度末の完成を見込んでいましたが、道路整備計画にあわせての工事のため未完成となっています。引き続き（昭3・4・1号）の污水管の整備を行い令和6(2024)年度末の完成を予定しています。

また、区画整理地区等に関連した事業を、必要に応じ整備を進めます。

○流域下水道建設・改良負担金※

各水再生センターの改築更新が必要なことから、引き続き建設費用を負担していきます。

○污水管侵入水対策事業（新規事業）

分流式下水道※を採用している本市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、雨天時に污水の流量が増加し、污水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しています。このような状態に早急に対処するため、効果的かつ効果的な対策を検討し実施していきます。

図表5-2 公衆衛生の向上（污水整備事業）に関する取組計画

【税込】

| 事業 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 | R 12 |
|------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| | 既認可区域 | → | | | | | | | | |
| 流域下水道 建設改良負担金 | → | | | | | | | | | |
| 污水管侵入水 対策事業 | → | | | | | | | | | |
| 事業費（百万円） | 340 | 386 | 395 | 409 | 199 | 307 | 307 | 307 | 307 | 285 |
| | 3,242 | | | | | | | | | |

エ. 改築更新の最適化

改築更新の最適化として、以下の事業に取り組めます。

○ストックマネジメント計画策定（下水道施設）

管きよの長寿命化計画※は、平成27(2015)年度に基本構想を策定し、処理分区単位での計画策定・改築更新工事を基本に進めます。平成28(2016)・平成29(2017)年度で施工年度の古い中部処理分区の詳細調査、平成30(2018)年度にストックマネジメント計画に移行し、令和元(2019)・令和2(2020)年度で改築更新工事を行いました。

令和3(2021)年度に基本構想の見直しを行い、事業の対象施設にポンプ場・樋管※等を含め、計画的な点検・調査及び改築・更新を行い、下水道施設全体の機能確保・ライフサイクルコストの低減を目的とし事業を実施します。

○目視調査※

平成23(2011)年度から、施工年度の古い管きよを中心に、マンホールと管きよの目視調査を実施しています。今後も引き続き健全な維持管理を目的とし、調査を実施していきます。

図表5-3 改築更新の最適化に関する取組計画

【税込】

| 事業 | 【税込】 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|--|
| | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 | R 12 | |
| ストックマネジメント計画策定 (点検・調査、計画策定、設計) | → | | | | | | | → | | | |
| 改築更新 工事 | | | | | → | | | | | | |
| 目視調査 | → | | | | | | | | | | |
| 事業費（百万円） | 162 | 88 | 111 | 121 | 268 | 242 | 253 | 305 | 305 | 275 | |
| | 2,130 | | | | | | | | | | |

②広域化・共同化・最適化に関する事項

該当なし。

③投資の平準化に関する事項

該当なし。

④民間の活力の活用に関する事項（PPP※/PFI※など）

再整備及び他団体の取組状況を踏まえ、民間活力についての検討を進めます。

⑤防災・安全対策に関する事項

ア. 地震対策

地震対策として、以下の事業に取り組めます。

○管路施設（下水道総合地震対策計画）

昭島市下水道総合地震対策計画の第2期（平成26(2014)年度から平成30(2018)年度）計画が終了し、令和4(2022)年度からは第3期計画として、いままで同様「マンホールと管渠の接続部における可とう性継手の設置」を行います。

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で計画している主な路線は、幹線及び幹線と避難所を結ぶ枝線及び緊急輸送路の工事と合わせてマンホールトイレの設置を予定しています。

第3期計画が終了すると計画としては一定の完了を迎えます。以後についてはストックマネジメント計画に移行しながら下水道施設の健全化・維持管理に努めるものとします。

○マンホールトイレの検討

近年多発している大規模地震に備え、関係部署と協議を図りマンホールトイレの設置を進めます。

図表5-4 地震対策に関する取組計画

【税込】

| 事業 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|--|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
| 管路施設 (下水道総合地震対策計画) | | | | | | | | | | | |
| マンホールトイレ | | | | | | | | | | | |
| 事業費（百万円） | 74 | 96 | 96 | 96 | 114 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | |
| | 846 | | | | | | | | | | |

⑥危機管理体制の強化

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインであり、地震や豪雨等の災害時においても機能確保が求められることから、災害に強い下水道整備を推進する必要があります。

「下水道課危機管理マニュアル」を策定し、対策を進めている中では、令和元(2019)年東日本台風(台風19号)によりこれまでに想定していない浸水などの被害を受けたことから、豪雨災害対策として浸水被害を考慮した視点も加え、国の方針に沿った災害対策、早期の復旧対策について検討します。

自然災害や事故等の不測の事態により下水道施設が被害を受けた場合でも、短期間で復旧できるようにするため、策定した「業務継続計画」(BCP)を見直しながら運用します。

また、災害時などに迅速に対応できるよう高い危機管理能力を備えた職員の養成にも努めます。その他、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制を整備します。

⑦その他の取組事項

特になし。

(3)建設改良費の推計

建設改良費の推計に当たっては、上記(2)取組事項で掲げた内容を反映しています。

建設改良費(税込)の推移については以下のとおりです。

図表5-5 建設改良費の推移

| | 【税込】 | | | | |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) | 2025年度 (R7) |
| 建設改良費(千円) | 644,261 | 766,285 | 578,942 | 619,322 | 585,000 |
| うち雨水事業(千円) | 153,530 | 187,000 | 13,000 | 29,300 | 33,000 |
| うち汚水事業(千円) | 490,731 | 579,285 | 565,942 | 590,022 | 552,000 |
| 普及率(%) | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 |

| | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
|------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 建設改良費(千円) | 927,000 | 838,000 | 995,000 | 857,000 | 832,000 |
| うち雨水事業(千円) | 333,000 | 233,000 | 338,000 | 200,000 | 227,000 |
| うち汚水事業(千円) | 594,000 | 605,000 | 657,000 | 657,000 | 605,000 |
| 普及率(%) | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 |

(4)元利償還金の推計

①発行済企業債

企業債発行時の個々の企業債における償還条件に基づいた償還計画による合計額により算出しています。

②新規発行企業債

新規工事における企業債発行分及び既存資産の更新工事における企業債発行分については、発行時の条件を想定し、償還期間20年、据置0年、元金均等として元利償還金を算出しています。

企業債償還金の推移については以下のとおりです。

図表5-6 元利償還金の推移

(単位：千円)

| | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) | 2025年度 (R7) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 発行済企業債（元金） | 501,824 | 463,365 | 418,636 | 380,286 | 327,342 |
| 発行済企業債（利息） | 40,744 | 32,301 | 25,224 | 19,297 | 14,599 |
| 新規発行企業債（元金） | 8,060 | 15,725 | 29,685 | 38,385 | 48,345 |
| 新規発行企業債（利息） | 1,612 | 3,064 | 5,699 | 7,142 | 8,750 |
| 償還金合計 | 552,239 | 514,455 | 479,245 | 445,110 | 399,037 |

| | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 発行済企業債（元金） | 290,306 | 254,095 | 236,308 | 227,374 | 217,070 |
| 発行済企業債（利息） | 11,062 | 8,441 | 6,521 | 4,875 | 3,393 |
| 新規発行企業債（元金） | 56,571 | 73,896 | 88,519 | 106,818 | 121,187 |
| 新規発行企業債（利息） | 9,912 | 12,812 | 14,997 | 17,772 | 19,577 |
| 償還金合計 | 367,851 | 349,244 | 346,345 | 356,839 | 361,227 |

2.財源試算※

(1)財源の目標

下水道使用料を基本としています。また、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金などを確保しつつ、国庫補助対象事業に優先的かつ重点的に取組みます。投資については企業債も活用します。また、災害時の対応や将来の改築・更新費用の増大に備えた資金を確保するため、未処分利益については下水道財政運営基金に積立てることとします。

(2)使用料収入の推計

使用料収入を大口（3,000㎡以上）、家庭用（3,000㎡未満）に区分して推計を行っています。

①大口（3,000㎡以上）

将来の動向を踏まえ、市独自で推計を行っています。令和4(2022)年度までは有収水量及び使用料収入ともに増加、令和5年度以降は毎年度有収水量及び使用料収入ともに微減となる推定値を使用しています。

②家庭用（3,000㎡未満）

年間有収水量予測に過去3年間の平均単価を乗じて算定しています。

年間有収水量予測は、行政区域内人口×普及率×水洗化率×水洗化一人当たり有収水量で求めています。

行政区域内人口：次期総合基本計画における人口予測を使用

普及率、水洗化率、水洗化一人当たり有収水量：過去3年間の平均

(3)その他収入

①雨水処理負担金

雨水処理に係る起債償還分を一般会計から繰入れすることとしています。

②その他

過去3年間における平均値を基に、今後も同様の水準が継続することを想定しています。

(4)企業債発行額の推計

図表5-5における新規工事のうち、各工事における財源に応じて年度別に財源金額を按分し、企業債発行額を算出しています。

(5)国庫補助金収入の推計

図表5-5における新規工事のうち、各工事における財源に応じて年度別に財源金額を按分し、国庫補助金を算出しています。

(6) 他会計負担金の推計

① 下水道使用料減免相当分

将来の動向を踏まえた推定値を使用しています。

② 新規工事分

図表5-5における新規工事のうち、各工事における財源に応じて年度別に財源金額を按分し、他会計負担金を算出しています。

③ 職員給与分

資本的収支職員の人件費について、給与水準・人員構成から令和元(2020)年度と同水準の金額となるものと推定しています。

図表5-7 財源の試算結果

(単位：千円)

| | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) | 2025年度 (R7) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 使用料収入(税抜) | 1,521,920 | 1,613,149 | 1,612,542 | 1,605,170 | 1,597,540 |
| その他収入(収益的収支・税抜) | 410,025 | 353,957 | 332,791 | 312,037 | 289,732 |
| 企業債発行収入 | 153,300 | 279,200 | 174,000 | 199,200 | 164,513 |
| 国・都補助金収入 | 95,550 | 73,500 | 7,875 | 6,300 | 13,702 |
| その他収入(資本的収支) | 250,401 | 325,305 | 245,871 | 262,993 | 248,437 |
| 他会計繰入金 | 60,292 | 26,691 | 27,442 | 28,732 | 23,490 |
| うち収益的収入分 | 17,246 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| うち資本的収入分 | 43,046 | 11,691 | 12,442 | 13,732 | 8,490 |

(単位：千円)

| | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 使用料収入(税抜) | 1,588,829 | 1,579,952 | 1,570,897 | 1,561,650 | 1,552,263 |
| その他収入(収益的収支・税抜) | 281,622 | 276,242 | 282,595 | 289,820 | 280,079 |
| 企業債発行収入 | 346,512 | 292,445 | 365,991 | 287,372 | 289,027 |
| 国・都補助金収入 | 126,527 | 88,978 | 128,555 | 76,701 | 86,723 |
| その他収入(資本的収支) | 393,475 | 355,747 | 422,352 | 363,840 | 353,203 |
| 他会計繰入金 | 40,361 | 35,040 | 41,397 | 33,870 | 34,713 |
| うち収益的収入分 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| うち資本的収入分 | 25,361 | 20,040 | 26,397 | 18,870 | 19,713 |

3. 投資以外の経費についての取組事項

(1) 民間の活力の活用に関する事項

民間活力の活用等については、以下のとおりです。

① 民間委託

中継施設の郷地ポンプ場の維持管理業務に関しては、民間委託を行っています。下水道使用料徴収業務については、水道部を介して民間委託により下水道使用料の徴収を今後も行っていきます。

② 指定管理者制度※及びPPP/PFIなど

再整備及び他団体の取組状況を踏まえ、民間活力についての検討を進めます。

③ 広域化・共同化

東京都下水道局主導で分科会を開催しており、現在検討を行っています。

(2) 経常経費

① 職員給与費

給与水準・人員構成から令和2(2020)年度と同水準の金額で推定しています。

② 動力費※

今後予測される有収水量に、過去3年間の動力費と有収水量の比率の平均を乗じて算定しています。

③ 修繕費

過去3年間における平均値を用いています。

④ 委託費

過去3年間における平均値を用いています。

⑤ その他

流域下水道維持管理負担金については、今後予測される有収水量に、過去3年間の流域下水道維持管理負担金と有収水量の比率の平均を乗じて算定しています。

その他の経費については、過去3年間における平均値を用いています。

(3) 減価償却費※

① 現有分

固定資産※データより個別の資産ごとに減価償却費を算出しています。

② 新規分

新規工事計画の金額を取得価額とし、管きょ工事として耐用年数※50年で減価償却費を算出しています。

(4) 支払利息

① 発行済企業債分

計画に基づき利息の支払額を算出しています。

② 新規発行企業債分

償還期間20年、据置0年、利率年1%、元金均等として利息の支払額を算出しています。

(5) その他費用

① その他

過去3年間における平均値を用いています。

4. 投資・財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

東京都下水道局主導で排水設備関係事務・管渠維持管理・下水道BCP・下水道台帳システム等の広域化・共同化に向けて検討を行っています。

② 投資の平準化に関する事項

令和3(2021)年度末までにポンプ場施設を含めた全ての下水道施設のストックマネジメント計画を策定予定です。

③ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

再整備及び他団体の取組状況を踏まえ、民間活力についての検討を進めます。

④ その他の取組事項

汚水管きよに侵入する不明水対策を予定しています。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

① 使用料の見直しに関する事項

3年ごとに使用料の見直しを行っています。次回は令和4(2022)年度を予定しています。

② 資産活用による収入増加の取組事項

特になし。

③ その他の取組事項

特になし。

(3)投資以外の経費についての考え方・検討状況

①民間活力の活用に関する事項

特になし。

②職員給与費

特になし。

③動力費

PPS (Power Producer and Supplier (特定規模電気事業者)) を利用し、入札を行うことでコストを削減していきます。

④薬品費

特になし。

⑤修繕費

令和3(2021)年度にストックマネジメント計画を策定していく中で、ポンプ場施設の修繕計画を含んで策定予定です。

⑥委託費

特になし。

⑦その他の取組事項

特になし。

5. 投資・財政計画の策定結果

以下、下水道事業の令和3(2021)年度から令和12(2030)年度における投資・財政計画の策定結果について説明します。

(1)収益的収支

営業収益は主に使用料収入及びその他収益から構成され、営業収益の総額は令和3(2021)年度の1,931百万円から令和12(2030)年度には1,830百万円まで減少する見込みです。

営業外収益は主に他会計繰入金と長期前受金戻入※により構成されています。営業外収益は計画期間において550百万円から446百万円と減少することが予想されます。

また、営業収益及び営業外収益のうち、他会計繰入金は令和3(2021)年度の426百万円から令和12(2030)年度には293百万円まで減少する見込みです。

営業費用は計画期間において2,261百万円から1,841百万円と減少する見込みです。このうち営業費用の半分超を占める減価償却費は、計画期間において1,138百万円から1,026百万円と減少することが予想されます。

営業外費用は計画期間において51百万円から32百万円と若干減額する予定です。

これらにより、当期純利益は、令和3(2021)年度の169百万円から令和12(2030)年度には404百万円と、概ね2～5億円の間で推移する見込みです。

（2）資本的収支

資本的収入は計画期間中、毎年度435～943百万円の間で推移することが予想されます。変動幅が大きい理由は主に建設改良費の変動幅が大きいことによるものであり、主な財源は企業債、国・都補助金、他会計繰入金並びに基金取崩額になります。

資本的支出は計画期間中、毎年度1,155～1,701百万円の間で推移することが予想されます。変動幅が大きいのは建設改良費の変動幅が大きいことによるものであり、主な支出内容は建設改良費、企業債償還金並びに基金積立額になります。

資本的収支不足額（資本的支出が資本的収入を超過する額）は毎年度の647～1,077万円の間で推移し、いずれの年度も補填財源※により賄われる見込みです。

なお、企業債残高は新規発行以上に償還金が多額に上ることから、令和2(2020)年度末の3,836百万円から令和12(2030)年度末には2,840百万円に減少することが見込まれます。

6. 投資・財政計画のまとめ

計画期間中料金収入の減少が見込まれるものの、減価償却費や支払利息等の費用の減少も予想されるため、結果として毎年度2～5億円の当期純利益が生じる予定です。また、企業債残高についても大幅に減少する見通しとなりますが、長期的に見込まれる施設の老朽化や長寿命化等への対応に向けて、必要な財源の確保に努めることが望まれます。

そのため、本計画で掲げた様々な取組みを真摯に進めていき、財政運営の更なる健全化を図っていくものとします。

図表5-8 投資・財政計画(収支計画)

【単位：千円，税抜】

| 年 度 | | 2019年度 (R1) (決算) | 2020年度 (R2) (決算見込) | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) |
|--|----------------|------------------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 収 益 的 収 入 | 1. 営業収益 (A) | 1,963,228 | 1,965,969 | 1,930,813 | 1,965,033 | 1,943,260 | 1,915,134 |
| | (1) 使用料収入 | 1,594,022 | 1,568,990 | 1,521,920 | 1,613,149 | 1,612,542 | 1,605,170 |
| | (2) 受託工事収益 (B) | | | | | | |
| | (3) その他 | 369,206 | 396,979 | 408,893 | 351,884 | 330,718 | 309,964 |
| | 2. 営業外収益 | 40,471 | 566,515 | 550,059 | 534,924 | 531,824 | 526,846 |
| | (1) 補助金 | 35,887 | 18,176 | 17,246 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| | 他会計補助金 | 35,887 | 18,176 | 17,246 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| | その他補助金 | | | | | | |
| | (2) 長期前受金戻入 | | 546,858 | 531,681 | 517,851 | 514,751 | 509,773 |
| | (3) その他 | 4,584 | 1,481 | 1,132 | 2,073 | 2,073 | 2,073 |
| | 収入計 (C) | 2,003,699 | 2,532,484 | 2,480,872 | 2,499,957 | 2,475,084 | 2,441,980 |
| | 1. 営業費用 | 889,258 | 2,032,532 | 2,260,743 | 1,965,859 | 1,976,120 | 1,975,059 |
| | (1) 職員給与 | 62,597 | 69,200 | 65,874 | 65,874 | 65,874 | 65,874 |
| | 基本給 | 36,203 | 34,437 | 32,782 | 32,782 | 32,782 | 32,782 |
| 退職給付費 | | | | | | | |
| その他の | 26,394 | 34,763 | 33,092 | 33,092 | 33,092 | 33,092 | |
| (2) 経費 | 826,661 | 818,758 | 1,056,447 | 760,442 | 763,791 | 762,195 | |
| 動力費 | 4,108 | 4,835 | 4,861 | 3,864 | 3,887 | 3,876 | |
| 修繕費 | 90,734 | 65,088 | 64,766 | 64,766 | 64,766 | 64,766 | |
| 材料費 | 5,587 | 12,364 | 6,278 | 6,278 | 6,278 | 6,278 | |
| その他 | 726,232 | 736,471 | 980,542 | 685,534 | 688,860 | 687,275 | |
| (3) 減価償却費 | | 1,144,574 | 1,138,422 | 1,139,543 | 1,146,455 | 1,146,990 | |
| 2. 営業外費用 | 62,877 | 72,988 | 51,314 | 44,323 | 39,881 | 35,397 | |
| (1) 支払利息 | 62,252 | 52,806 | 42,356 | 35,365 | 30,923 | 26,439 | |
| (2) その他 | 625 | 20,182 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | |
| 支出計 (D) | 952,135 | 2,105,520 | 2,312,057 | 2,010,182 | 2,016,001 | 2,010,456 | |
| 経常損益 (E) | | 426,964 | 168,815 | 489,775 | 459,083 | 431,524 | |
| 特別利益 (F) | | | | | | | |
| 特別損失 (G) | | | 46,718 | | | | |
| 特別損益 (H) | | | △ 46,717 | | | | |
| 当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) | | 380,247 | 168,815 | 489,775 | 459,083 | 431,524 | |
| 繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I) | | 380,247 | 625,704 | 1,115,479 | 1,574,562 | 2,006,085 | |
| 流動資産 (J) | 534,554 | 753,649 | 925,278 | 1,194,438 | 1,172,494 | 1,158,672 | |
| うち未収金 | 279,632 | 286,584 | 272,485 | 288,819 | 288,710 | 287,390 | |
| 流動負債 (K) | 774,541 | 789,432 | 731,723 | 680,042 | 671,606 | 596,652 | |
| うち建設改良費分 | 556,648 | 509,884 | 479,090 | 448,321 | 418,671 | 375,687 | |
| うち一時借入金 | | | | | | | |
| うち未払金 | 217,893 | 269,304 | 252,633 | 231,721 | 252,935 | 220,965 | |
| 累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$) | | | | | | | |
| 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L) | | | | | | | |
| 営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M) | 1,963,228 | 1,965,969 | 1,930,813 | 1,965,033 | 1,943,260 | 1,915,134 | |
| 地方財政法による (L) / (M) × 100 | | | | | | | |
| 資金不足の比率 | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N) | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O) | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P) | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した (N) / (P) × 100 | | | | | | | |
| 資金不足比率 | | | | | | | |

(注1) 雨水処理負担金(他会計負担金)含む

第5章 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円，税抜】

| 区 分 | | 年 度 | | | | | |
|--|---------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 2025年度 (R7) | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
| 收 益 的 収 入 | 1. 営 業 収 益 (A) | 1,885,199 | 1,868,378 | 1,854,121 | 1,851,419 | 1,849,397 | 1,830,269 |
| | (1) 使 用 料 収 入 | 1,597,540 | 1,588,829 | 1,579,952 | 1,570,897 | 1,561,650 | 1,552,263 |
| | (2) 受 託 工 事 収 益 (B) | | | | | | |
| | (3) そ の 他 | 287,659 | 279,549 | 274,169 | 280,522 | 287,747 | 278,006 |
| | 2. 営 業 外 収 益 | 520,950 | 515,079 | 508,632 | 498,149 | 474,962 | 446,258 |
| | (1) 補 助 金 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| | 他 会 計 補 助 金 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| | そ の 他 補 助 金 | | | | | | |
| | (2) 長 期 前 受 金 戻 入 | 503,877 | 498,006 | 491,559 | 481,076 | 457,889 | 429,185 |
| | (3) そ の 他 | 2,073 | 2,073 | 2,073 | 2,073 | 2,073 | 2,073 |
| 収 入 計 (C) | 2,406,149 | 2,383,457 | 2,362,753 | 2,349,568 | 2,324,359 | 2,276,527 | |
| 支 出 | 1. 営 業 費 用 | 1,967,634 | 1,959,726 | 1,951,604 | 1,929,461 | 1,890,854 | 1,840,649 |
| | (1) 職 員 給 与 費 | 65,874 | 65,874 | 65,874 | 65,874 | 65,874 | 65,874 |
| | 基 本 給 付 費 | 32,782 | 32,782 | 32,782 | 32,782 | 32,782 | 32,782 |
| | 退 職 給 付 費 | | | | | | |
| | そ の 他 | 33,092 | 33,092 | 33,092 | 33,092 | 33,092 | 33,092 |
| | (2) 経 費 | 760,389 | 758,383 | 756,227 | 753,909 | 751,422 | 748,803 |
| | 動 力 費 | 3,864 | 3,850 | 3,835 | 3,818 | 3,801 | 3,783 |
| | 修 繕 費 | 64,766 | 64,766 | 64,766 | 64,766 | 64,766 | 64,766 |
| | 材 料 費 | 6,278 | 6,278 | 6,278 | 6,278 | 6,278 | 6,278 |
| | そ の 他 | 685,481 | 683,489 | 681,348 | 679,047 | 676,577 | 673,976 |
| (3) 減 価 償 却 費 | 1,141,371 | 1,135,469 | 1,129,503 | 1,109,678 | 1,073,558 | 1,025,972 | |
| 2. 営 業 外 費 用 | 32,308 | 29,932 | 30,210 | 30,476 | 31,605 | 31,928 | |
| (1) 支 払 利 息 | 23,350 | 20,974 | 21,252 | 21,518 | 22,647 | 22,970 | |
| (2) そ の 他 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | 8,958 | |
| 支 出 計 (D) | 1,999,942 | 1,989,658 | 1,981,814 | 1,959,937 | 1,922,459 | 1,872,577 | |
| 経 常 損 益 (C)-(D) (E) | 406,207 | 393,799 | 380,939 | 389,631 | 401,900 | 403,950 | |
| 特 別 利 益 (F) | | | | | | | |
| 特 別 損 失 (G) | | | | | | | |
| 特 別 損 益 (F)-(G) (H) | | | | | | | |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) | 406,207 | 393,799 | 380,939 | 389,631 | 401,900 | 403,950 | |
| 繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I) | 2,412,292 | 2,806,091 | 3,187,030 | 3,576,661 | 3,978,560 | 4,382,510 | |
| 流 動 資 産 (J) | 1,185,440 | 1,363,852 | 1,574,580 | 1,815,905 | 2,007,765 | 2,171,203 | |
| う ち 未 収 金 | 286,024 | 284,464 | 282,875 | 281,254 | 279,598 | 277,918 | |
| 流 動 負 債 (K) | 574,369 | 549,336 | 603,677 | 597,590 | 627,800 | 594,169 | |
| う ち 建 設 改 良 費 分 | 346,877 | 327,991 | 324,827 | 334,192 | 338,257 | 328,420 | |
| う ち 一 時 借 入 金 | | | | | | | |
| う ち 未 払 金 | 227,492 | 221,345 | 278,850 | 263,398 | 289,543 | 265,749 | |
| 累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$) | | | | | | | |
| 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L) | | | | | | | |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M) | 1,885,199 | 1,868,378 | 1,854,121 | 1,851,419 | 1,849,397 | 1,830,269 | |
| 地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100) | | | | | | | |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N) | | | | | | | |
| 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O) | | | | | | | |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P) | | | | | | | |
| 健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100) | | | | | | | |

(注1) 雨水処理負担金（他会計負担金）含む

【単位：千円，税込】

| 年 度 | | 2019年度 (R1) (決算) | 2020年度 (R2) (決算見込) | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 区 分 | | | | | | | |
| 資 本 的 収 入 | 1. 企 業 債 | 381,800 | 161,200 | 153,300 | 279,200 | 174,000 | 199,200 |
| | うち 資本費平準化債 | | | | | | |
| | 2. 他 会 計 出 資 金 | | | | | | |
| | 3. 他 会 計 補 助 金 | 64,029 | 52,050 | 43,046 | 11,691 | 12,442 | 13,732 |
| | 4. 他 会 計 負 担 金 | | | | | | |
| | 5. 他 会 計 借 入 金 | | | | | | |
| | 6. 国 ・ 都 補 助 金 | 207,059 | 16,170 | 61,425 | 73,500 | 7,875 | 6,300 |
| | 7. 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | |
| | 8. 工 事 負 担 金 | 338 | 400 | 401 | 400 | 400 | 400 |
| | 9. そ の 他 (注2) | | | 250,000 | 324,905 | 245,471 | 262,593 |
| 計 (A) | 653,226 | 229,820 | 508,172 | 689,696 | 440,188 | 482,225 | |
| (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | | |
| 純計 (A)-(B) (C) | 653,226 | 229,820 | 508,172 | 689,696 | 440,188 | 482,225 | |
| 資 本 的 支 出 | 1. 建 設 改 良 費 | 845,696 | 525,769 | 644,261 | 766,285 | 578,942 | 619,322 |
| | うち 職員給与費 | 34,570 | 33,271 | 35,275 | 35,275 | 35,275 | 35,275 |
| | 2. 企 業 債 償 還 金 | 571,136 | 556,648 | 509,884 | 479,090 | 448,321 | 418,671 |
| | 3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金 | | | | | | |
| | 4. 他 会 計 へ の 支 出 金 | | | | | | |
| | 5. そ の 他 (注3) | | 1,374 | 996 | 245,457 | 489,775 | 459,083 |
| 計 (D) | 1,416,832 | 1,083,791 | 1,155,141 | 1,490,832 | 1,517,038 | 1,497,076 | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | 763,606 | 853,971 | 646,969 | 801,136 | 1,076,850 | 1,014,851 | |
| 補 填 財 源 | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 | | 597,716 | 606,741 | 621,692 | 631,704 | 637,217 |
| | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 | | | | | | |
| | 3. 繰 越 工 事 資 金 | | | | | | |
| | 4. そ の 他 | | 256,255 | 40,228 | 179,444 | 445,146 | 377,634 |
| 計 (F) | | 853,971 | 646,969 | 801,136 | 1,076,850 | 1,014,851 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) (G) | | - | - | - | - | - | |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (G) | | | | | | | |
| 企 業 債 残 高 (H) | 4,744,036 | 4,505,878 | 3,835,800 | 3,635,910 | 3,361,589 | 3,142,118 | |

○他会計繰入金

【単位：千円，税込】

| 年 度 | | 2019年度 (R1) (決算) | 2020年度 (R2) (決算見込) | 2021年度 (R3) | 2022年度 (R4) | 2023年度 (R5) | 2024年度 (R6) |
|-------------|-----------|------------------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 区 分 | | | | | | | |
| 収 益 的 収 支 分 | | 405,093 | 415,155 | 426,139 | 366,884 | 345,718 | 324,964 |
| | うち 基準内繰入金 | 392,203 | 396,979 | 408,893 | 351,884 | 330,718 | 309,964 |
| | うち 基準外繰入金 | 12,890 | 18,176 | 17,246 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| 資 本 的 収 支 分 | | 64,029 | 52,050 | 43,046 | 11,691 | 12,442 | 13,732 |
| | うち 基準内繰入金 | 64,029 | 52,050 | 43,046 | 11,691 | 12,442 | 13,732 |
| | うち 基準外繰入金 | | | | | | |
| 合 計 | 469,122 | 467,205 | 469,185 | 378,575 | 358,160 | 338,696 | |

(注2) 下水道財政運営基金からの取崩しを含む。

(注3) 下水道財政運営基金への積立てを含む。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

【単位：千円，税込】

| 区 分 | | 年 度 | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 2025年度 (R7) | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
| 資 本 的 収 入 | 1. 企 業 債 | 164,513 | 346,512 | 292,445 | 365,991 | 287,372 | 289,027 |
| | うち 資本費平準化債 | | | | | | |
| | 2. 他 会 計 出 資 金 | | | | | | |
| | 3. 他 会 計 補 助 金 | 8,490 | 25,361 | 20,040 | 26,397 | 18,870 | 19,713 |
| | 4. 他 会 計 負 担 金 | | | | | | |
| | 5. 他 会 計 借 入 金 | | | | | | |
| | 6. 国 ・ 都 補 助 金 | 13,702 | 126,527 | 88,978 | 128,555 | 76,701 | 86,723 |
| | 7. 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | |
| | 8. 工 事 負 担 金 | 397 | 427 | 435 | 472 | 472 | 435 |
| | 9. そ の 他 (注2) | 248,040 | 393,048 | 355,312 | 421,880 | 363,368 | 352,768 |
| | 計 (A) | 435,142 | 891,875 | 757,210 | 943,295 | 746,783 | 748,666 |
| (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | | |
| 純計 (A)-(B) (C) | 435,142 | 891,875 | 757,210 | 943,295 | 746,783 | 748,666 | |
| 資 本 的 支 出 | 1. 建 設 改 良 費 | 585,000 | 927,000 | 838,000 | 995,000 | 857,000 | 832,000 |
| | うち 職員給与費 | 35,275 | 35,275 | 35,275 | 35,275 | 35,275 | 35,275 |
| | 2. 企 業 債 償 還 金 | 375,687 | 346,877 | 327,991 | 324,827 | 334,192 | 338,257 |
| | 3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金 | | | | | | |
| | 4. 他 会 計 へ の 支 出 金 | | | | | | |
| | 5. そ の 他 (注3) | 431,524 | 406,207 | 393,799 | 380,939 | 389,631 | 401,900 |
| 計 (D) | 1,392,211 | 1,680,084 | 1,559,790 | 1,700,766 | 1,580,823 | 1,572,157 | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | 957,069 | 788,209 | 802,580 | 757,471 | 834,040 | 823,491 | |
| 補 填 財 源 | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 | 637,494 | 637,463 | 637,944 | 628,602 | 615,669 | 596,787 |
| | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 | | | | | | |
| | 3. 繰 越 工 事 資 金 | | | | | | |
| | 4. そ の 他 | 319,575 | 150,746 | 164,636 | 128,869 | 218,371 | 226,704 |
| 計 (F) | 957,069 | 788,209 | 802,580 | 757,471 | 834,040 | 823,491 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) (G) | - | - | - | - | - | - | |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (H) | | | | | | | |
| 企 業 債 残 高 (H) | 2,930,944 | 2,930,579 | 2,895,033 | 2,936,197 | 2,889,377 | 2,840,148 | |

○他会計繰入金

【単位：千円，税込】

| 区 分 | | 年 度 | | | | | |
|--------|-----------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 2025年度 (R7) | 2026年度 (R8) | 2027年度 (R9) | 2028年度 (R10) | 2029年度 (R11) | 2030年度 (R12) |
| 収益的収支分 | | 302,659 | 294,549 | 289,169 | 295,522 | 302,747 | 293,006 |
| | うち 基準内繰入金 | 287,659 | 279,549 | 274,169 | 280,522 | 287,747 | 278,006 |
| | うち 基準外繰入金 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| 資本的収支分 | | 8,490 | 25,361 | 20,040 | 26,397 | 18,870 | 19,713 |
| | うち 基準内繰入金 | 8,490 | 25,361 | 20,040 | 26,397 | 18,870 | 19,713 |
| | うち 基準外繰入金 | | | | | | |
| 合 計 | | 311,149 | 319,910 | 309,209 | 321,919 | 321,617 | 312,719 |

(注2) 下水道財政運営基金からの取崩しを含む。

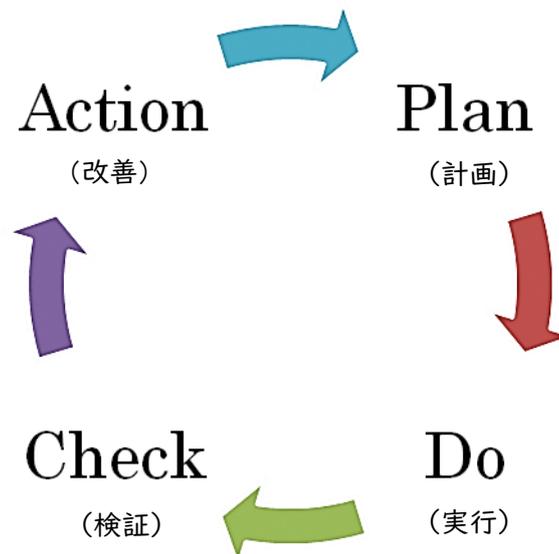
(注3) 下水道財政運営基金への積立てを含む。

第6章 経営戦略策定後の検証・更新

経営戦略は策定して終わりではなく、PDCAサイクル（計画PLAN - 実行 DO - 検証CHECK - 改善 ACTION）により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するというPDCAサイクル※の一連の流れにより行っていくものとします。

また、計画のローリング（定期的な見直し）については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。



参 考 资 料

(参考資料①) 経営比較分析表の指標説明

1. 経営の健全性・効率性

(1) 普及率(%)

【算出式】

| | 算出式 |
|--------|--|
| 普及率(%) | $\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$ |

【指標の意味】

当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在給水人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

従前から用いられてきた指標で、長期にわたるデータの蓄積があり、経年変化を追跡する上で重要な指標です。下水道以外の汚水処理がある場合には、最終目標は100%にならないため、経年的な推移や、目標値との対比により評価します。また、値が低く、伸びが見られないときは、低コストの下水道整備手法を活用した未普及の解消を推進することを検討する必要があります。

(2) 有収率(%)

【算出式】

| | 算出式 |
|--------|--|
| 有収率(%) | $\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$ |

【指標の意味】

処理した汚水処理水量のうち、使用料収入の対象となる有収水量の割合を示す指標です。これにより、汚水処理がどの程度収益につながっているか把握することが出来ます。

【分析の考え方】

100%に近ければ近いほど不明水等の発生を抑制し、効率的に汚水処理が収益に反映されていると言えます。

(3) 処理区域内人口密度(人/km²)

【算出式】

| | 算出式 |
|-------------------------------|---|
| 処理区域内人口密度(人/km ²) | $\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域面積}} \times 100$ |

【指標の意味】

処理区域面積 100 km² あたりの処理区域内人口を示す指標です。

【分析の考え方】

一般的に、処理区域内人口密度が高いほど、汚水処理原価（有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用）は低くなる傾向があります。この指標は、当該団体の立地による経営効率を判断することが出来ます。

(4) 収益的収支比率 (%)

【算出式】

| | 算出式 |
|-------------|---|
| 収益的収支比率 (%) | $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用+企業債償還金}} \times 100$ |

【指標の意味】

法適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や、一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。

(5) 企業債残高対事業規模比率 (%)

【算出式】

| | 算出式 |
|------------------|--|
| 企業債残高対事業規模比率 (%) | $\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$ |

【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(6) 汚水処理原価 (円)

【算出式】

| | 算出式 |
|------------|---|
| 汚水処理原価 (円) | $\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$ |

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを示す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組みといった経営改善が必要です。

(7) 経費回収率 (%)

【算出式】

| | 算出式 |
|-----------|---|
| 経費回収率 (%) | $\frac{\text{下水道料金}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$ |

【指標の意味】

料金で回収すべき経費を、どの程度料金で賄えているかを示す指標であり、料金水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(8) 水洗化率 (%)

【算出式】

| | 算出式 |
|----------|--|
| 水洗化率 (%) | $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$ |

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標です。

【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組みが必要です。

(9) 管渠改善率(%)

【算出式】

| | 算出式 |
|----------|--|
| 管渠改善率(%) | $\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{布設延長}} \times 100$ |

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握出来ます。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。類似団体との比較により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。

(参考資料②) 用語説明

| 用語 | 説明 |
|--------------------------------|--|
| あ行 | |
| 昭島市下水道総合計画（あきしましげすいどうそうごうけいかく） | 平成21(2009)年度に策定され、下水道事業の長期的な視点にたった基本的な方針や方向性を示す計画。 |
| 昭島市総合基本計画（あきしましそごうきほんけいかく） | 昭島市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画で、まちづくりの目標を掲げ、これを実現するための具体的な施策をまとめたもの。 |
| 昭島市総合戦略（あきしましそごうせんりゃく） | 人口減少・超高齢社会のもたらす構造的課題の克服に向けて、基本目標や施策の基本的方向性、具体的な施策などをとりまとめたもの。 |
| 維持管理費（いじかんりひ） | 日常の下水道事業施設の維持管理に要する経費であり、動力費・補修費・管きよ清掃費等それに係る人件費等によって構成。 |
| 一般会計繰入金（いっばんかいけいくりいれきん） | 一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金等）のこと。下水道事業においては、総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰入金について」に示された基準内繰入金（雨水処理事業費等）と基準外繰入金がある。他会計繰入金ともいう。 |
| SDGs【持続可能な開発目標】（えすでいーじいーず） | 平成13(2001)年度に廃止されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27(2015)年の9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)から令和12(2030)年までの開発目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいくこととなった。（Sustainable Development Goalsの略称） |
| 雨水（うすい） | 降雨によって流域から生じる表面水のこと。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------------------|--|
| 雨水処理負担金（うすいしよりふたんきん） | 一般会計から下水道会計へ繰り出す雨水処理費相当額のこと。下水道事業の経費には雨水と汚水に係る経費があるが、このうち雨水に係る経費は本来公費負担とすべき経費であり、下水道使用料により回収されるべきものではないことから、一般会計から繰り出されるものである。 |
| 枝線（えだせん） | 一般の家庭などから直接接続して汚水を流し込んでいる下水道管を枝線という。 |
| 汚水（おすい） | 一般家庭、事業所、事業場、（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水のこと。 |
| か行 | |
| 改築（かいちく） | 計画流量の増加を伴わないで、人孔間の管きよすべてを修復、再建設、あるいは取り替えることをいう。 |
| 管渠（かんきょ） | 水路の総称。給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。 |
| 幹線（かんせん） | 各枝線から汚水を集める下水道管を幹線という。 |
| 企業債（きぎょうさい） | 管路・施設の新規整備、改築などの費用に充てるために国等から長期で借り入れるもの。 |
| 業務継続計画【BCP】（ぎょうむけいぞくけいかく） | 災害や事故などで被害を受けても、下水道が果たすべき機能を継続的に確保するため、早期に復旧するための計画のこと。 (Business Continuity Plan の略称) |
| 業務状況説明書（ぎょうむじょうきょうせつめいしょ） | 事業の概況や経理の状況について説明するもの。4月1日から9月30日（上半期）までの状況を11月30日までに、10月1日から3月31日（下半期）までの状況を5月31日までにそれぞれ作成。 |
| 経営戦略（けいえいせんりゃく） | 公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため長期的な経営の基本計画のこと。その中心となる「投資・財政計画」は施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した中長期の収支計画となっている。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------------------------|--|
| 下水道台帳（げすいどうだいちょう） | 下水道の施設の敷設箇所、構造、能力等を的確に把握し、維持管理を適正に行うため、調書、一般図及び施設平面図をもって、組成されている。 |
| 減価償却費（げんかしょうきゃくひ） | 固定資産（建物・管路など）の減価（価格の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却という。 |
| 建設改良費（けんせつかいりょうひ） | 固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費。 |
| 広域化・共同化・最適化（こういきか・きょうどうか・さいてきか） | 複数の市町村が処理区域ごとの結合や下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化等で事業運営を効率化すること。 |
| 公共下水道事業（こうきょうげすいどうじぎょう） | 主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう。 |
| 公共用水域（こうきょうようすいいき） | 水質汚濁防止法で規定されている「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きよ、かんがい水路、その他公共の用に供される水路」のことをいう。 |
| 更新（こうしん） | 標準的な耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うことをいう。 |
| 固定資産（こていしさん） | 1年以上保有・使用する資産のことを指します。土地、建物、車、機械、ソフトウェアなどの資産のうち、取得価格が10万円以上の資産の総称。 |
| 公募型プロポーザル（こうぼがたぶろぼーざる） | 地方公共団体が事業者を選定する入札方式の一つ。民間事業者は定められた要件に対して、締切日までに提案書を提出、地方公共団体がその提案書を審査し、内容及び価格の総合評価により、受託者を決定する方式を指す。 |
| さ行 | |
| 災害時業務計画（ざいがいじぎょうむけいかく） | 災害時に下水道施設の被害調査、復旧及びし尿処理に関する計画。 |

| 用語 | 説明 |
|------------------------|---|
| 財源試算（ざいげんしさん） | 経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、財源の見通しを試算した計画をいう。 |
| 市街化調整区域（しがいかちょうせいいくいき） | 市街化を抑制する区域。原則として用途地域を定めず、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない。 |
| 事業計画（じぎょうけいかく） | 全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要がある。 |
| 指定管理者制度（していかんりしゃせいど） | 地方公共団体の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。 |
| し尿浄化槽（しにょうじょうかそう） | 便所からのし尿と、台所等からの雑排水を一緒に浄化する水槽のこと。沈殿、バッキ、消毒の処理を行う機能を持っている。下水道の完備した区域ではないエリアでは、し尿浄化槽を必ず設置して、し尿を浄化してから、雨水管へ放流しなければならない。 |
| 資本的収支（しほんてきしゅうし） | 企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。 |
| 資本費（しほんひ） | 減価償却費、企業債支払利息及び企業債取扱諸費の合計額のことをいう。 |
| 受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん） | 公共下水道が整備されることによりその利益を受ける地域の土地所有者等に、下水道建設事業費の一部を負担する制度。 |
| 収益的収支（しゅうえきてきしゅうし） | 一事業年度の企業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応する全ての費用。 |
| 除外施設（じょがいしせつ） | 下水道自体に害を及ぼすレベルの悪質汚水に含まれる有害物質を、公共下水道に流す前に除去するための施設。悪質汚水を排出する各事業所（ガソリンスタンドや飲食店など）が、自らの責任において設置・管理を行う施設。 |

| 用語 | 説明 |
|------------------------------|--|
| 水洗化普及（すいせんかふきゅう） | 下水道の供用が開始された場合等においては、建物の所有者等は遅滞なく、下水を下水道へ流入させるために必要な排水設備を設置することを義務付けられている。また、くみ取便所が設けられている建物の所有者にあっては、下水道による処理が開始された日から3年以内に、その便所を水洗化便所に改造することを義務付けられている。 |
| ストックマネジメント（すどつくまねじめんと） | 下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設（ストック）を計画的かつ効率的に管理すること。 |
| ストックマネジメント計画（すどつくまねじめんとけいかく） | 今後老朽化する下水道施設（ストック）について、計画的かつ効果的に点検・調査・改築・修繕を実施することを目的とした計画。 |
| 全体計画（ぜんたいけいかく） | 下水道で整備すると定めた区域について、計画処理人口、汚水水量等の計画諸元を決定し、幹線管きょ、ポンプ場及び処理場等の根幹的施設について、ルートや主要施設の能力の検討、施設計画等を定める計画。 |
| た行 | |
| 耐用年数（たいようねんすう） | 固定資産が本来の用途に使用できるとされる推定年数をいう。 |
| 地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう） | 地方公共団体が住民の福祉の増進を目的とした経営する企業。企業として、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である料金収入によって運営される。法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業の他、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。昭島市の下水道事業は後者に該当する。一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対し、地方公営企業は発生主義・複式簿記方式で経理が行われる。 |
| 長寿命化計画（ちょうじゅみょうかけいかく） | 下水道施設（管路施設・処理場・ポンプ場）のライフサイクルコストの最小化を目的として定める計画。 |
| 長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう） | 固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもの。 |

| 用語 | 説明 |
|---------------------------------|--|
| 逓増型従量使用料制（ていぞうがたじゅうりょうしゅうりょうせい） | 下水道使用料が多くなるほど1m ³ あたりの料金が段階的に高くなる制度。 |
| 投資試算（とうししさん） | 経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、施設・設備に関する投資見通しを試算した計画のこと。 |
| 動力費（どうりょくひ） | 機械等の運等に必要な電力料や燃料費のこと。 |
| 特定施設（とくていしせつ） | 工場・事業場の製造工程等で、排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設。 |
| は行 | |
| 排水設備（はいすいせつび） | 土地や建築物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するための設備。 |
| PFI（ピーえふあい） | Private Finance Initiative の略称。PPPの手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとする公共事業の手法。 |
| PDCAサイクル（ピーでいーしーえーさいくる） | 継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善する。 |
| PPP（ピーピーピー） | Public Private Partnership の略称。管と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民連携の形態のこと。公共サービスに市場メカニズムを導入し、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ること。 |
| 樋管（ひかん） | 排水路が堤防を横断して川へ流れ込む場合に、堤防の中をトンネルのように通り抜けるものをいう。 |
| 不明水（ふめいすい） | 地下水や雨水などが老朽化した管きよなどの隙間から流入したもの。 |
| 分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう） | 汚水と雨水をそれぞれ別に処理する方式。 |
| 補助事業（ほじょじぎょう） | 国庫負担金を伴う地方公共団体の建設事業をいう。 |

| 用語 | 説明 |
|--|---|
| 補填財源（ほてんざいげん） | 資本的収入が資本的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補填しなければならない。その不足する財源に充てられる内部留保資金を補填財源という。 |
| ま行 | |
| 目視調査（もくしちょうさ） | 人の目で見えて建物そのものや部材などの劣化具合を判断する調査。 |
| や行 | |
| 有収水量（ゆうしゅうすいりょう） | 公共下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象になった水量。 |
| ら行 | |
| 流域下水道（りゅういきげすいどう） | 都道府県が事業主体となり、2以上の市町村から下水を受け処理するための下水道（終末処理場と幹線管きょ）のことをいう。 |
| 流域関連公共下水道（りゅういきかんれんこうきょうげすいどう） | 地方公共団体が管理する下水道で流域下水道に接続するもの。 |
| 流域下水道維持管理負担金（りゅういきげすいどういじかんりふたんきん） | 流域下水道施設の維持管理費を関連市町村が負担する経費のこと。 |
| 流域下水道建設・改良負担金（りゅういきげすいどうけんせつ・かいりょうふたんきん） | 流域下水道施設の建設費及び修繕費の一部を関連市町村が負担する経費のこと。 |



市のデザインマンホール
(昭和36年に発掘された160万年前のくじらの化石である昭島くじらをデザイン化)



Eschrichtius akishimaensis (エスクリクティウス アキシマエンシス)

昭島市公共下水道事業
経営戦略
(令和3(2021)度～令和12(2030)年度)

令和3(2021)年3月
昭島市都市整備部下水道課